

平成 2 2 年 第 2 回 御代田町 議会 定例会  
議事日程 (第 2 号)

平成 2 2 年 6 月 7 日

日程第 1 一般質問

## 平成 2 2 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 2 年 6 月 4 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 2 年 6 月 4 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 2 年 6 月 1 4 日	午前 1 0 時 4 8 分

### 第 2 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 2 年 6 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 2 年 6 月 7 日	午後 5 時 0 7 分

### 出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 2	朝 倉 謙 一	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席

会議録署名議員	12番 朝倉謙一
	1番 野元三夫

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	荻原謙一
係 長	古越光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木祐司	副町長	中山悟
教 育 長	高山佐喜男	会計管理者	古越敏男
総務課長	荻原眞一	企画財政課長	内堀豊彦
税務課長	清水成信	教育次長	荻原正
町民課長	尾台清注	保健福祉課長	土屋和明
産業経済課長	武者建一郎	建設課長	笠井吉一
消防課長	重田勝彦		
議 事 日 程	別紙		
議長 の 諸 報 告	別紙		
会 議 事 件	別紙		
会 議 の 経 過	別紙		

## 第 2 回定例会会議録

平成 22 年 6 月 7 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (柳澤 治君) 改めまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

――― 日程第 1 一般質問 ―――

○議長 (柳澤 治君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

頁	通告番号	氏 名	件 名
94	1	古 越 日 里	職員の資質向上と責任は
			交通の妨げになる道路沿いの木障切りについて
109	2	小井土 哲 雄	しなの鉄道列車増便事業について
			湯川ふるさと公園整備事業について
123	3	東 口 重 信	ひだまりプラン 21 について
138	4	仁 科 英 一	新学習指導要領 (脱ゆとり教育) の実施準備状況等について
			人口増対策でより積極的な対応が必要ではないか
152	5	内 堀 恵 人	都市計画区域指定の見直しについて
			御代田町農業振興地域整備計画について
166	6	朝 倉 謙 一	ゴミ問題について
			職員のやる気について

順次発言を許可いたします。

通告1番、古越日里議員の質問を許可します。

古越日里議員。

(7番 古越日里君 登壇)

○7番(古越日里君) おはようございます。

通告番号1番、議席番号7番の古越日里です。

今年の冬から春にかけては、天候が安定せずに、暑い日と寒い日の温度差が大きくて、体調を壊す人が多いようです。ここに出席している皆さんは、健康を保っているようで安心しています。行政や町民益のための仕事をしていくうえで、健康が一番大事なことです。これからも健康に気をつけて過ごしていきたいものです。

まず、職員の資質向上と責任は、について質問いたします。

4月1日付で人事異動が行われました。新規採用職員は8名で、4名は保母さんです。退職者が両保育園長を含め保育園関係で4名でしたから、人数の補充と見ています。あと4人は事務職としてです。6名が退職したところ、4名の補充で、2名の減となっています。新人の皆さんには早く職場に慣れていただき、まちづくりのために働いてほしいと願っています。それには、新人教育の1つとして、町内の民間企業への短期研修を取り入れたらどうかと思います。あいさつの徹底やノルマ、お客様に対するサービスなどを研修したらいいと思います。新人の研修はどのように行っているのかについて、問います。

○議長(柳澤 治君) 荻原総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長(荻原眞一君) それではお答え申し上げます。

当町では、新規採用職員の研修として、まず、町独自で行っております消防署への教養訓練として研修を実施しております。これは平成21年度から行っております。消防署へ出向きまして、規律訓練、警防訓練、救助訓練、普通救命講習等の研修を行っております。

また、毎年行っております長野県市町村職員研修センター主催によります新規採用職員研修にも全員の皆さんが参加しております。この研修は年2回、前期と後期がございまして、それぞれ1回2日間、合計4日間の研修をしております。分掌事務から始まりまして、マナーの基本、地方公務員としての心構え等、4日間に及ん

で研修をしております。

また、本年度からは町職員が講師として新規職員の皆さんの研修を行うように取り組んでおります。これは本年度4月1日付の採用職員に対しまして、3月下旬の段階でそれぞれの課の係長職の皆さんが講師となって、それぞれの業務の概要等について研修を行っているものであります。これは2日間にわたってやっているわけですが、業務内容について各係ごとに20分から30分程度の時間で研修を実施したところでありまして。21年度までは同様の研修を実施していたんですが、これについては1日のみで、総務課だけで対応をしていたということでありまして。本年度からまた新たな取り組みとして、2日間に及んで実施しているということでありまして。

また、過去の研修では、平成21年度から先ほど申し上げたとおり、消防署での教養訓練ということで実施しておりますが、以前は社会福祉協議会へ職員を研修に行かせた事例もございます。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） 新人、どこでもそうですが、農業分野でも一人前になるには5年10年かかるといわれております。役場の職員もいろいろな仕事の中で覚えていくには長い月日がかかると思います。消防署で規律や救命講習を受けたり、県に行っ  
てしっかり勉強してくる、このようなことをだんだん積み重ねていけば、早い段階でまちづくりに頑張っていただけることかと思えます。

長期計画の中で、住民の負託に応え、その使命を全うするには、人材の育成、確保が必要であり、長期的視点に立った職員の能力開発等も推進する必要があると、現状と課題でうたっております。

今回、異動した人は課長級5人のほか、係長までで22名と、大きな規模になっています。係長以上に限っていえば、約50%の異動率に近づいております。私の主観的な立場から見ると、疑問に思える異動も幾つか見えます。国や県の職員のように、専門とする職場だけを異動するようにはこの小さな御代田町としてはできないと思えますが、それにしても、これではあまりにも多すぎる。町長の言っている町民益につながる仕事がスムーズにできるのか、疑問を持った次第です。

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、御代田町でも職員勤務評定規程が平成10年に定められております。インターネットでダウンロードした様式がここ

にあります。ほかの町村ものぞいてみましたが、同じような様式でした。その中では、2条、勤務評定は職員の執務について客観的かつ継続的に把握することにより、これを職員の能力開発、指導育成、承認、選考に反映し、公正かつ科学的な人事管理を行うために実施する。第3条、勤務評定は、課単位で実施するものとし、職員の勤務実績を職員に割り当てられた職務の種類及び複雑と責任の度合いに応じて判定し、並びに執務に関して見られた職員の能力及び態度等を公平に示すものでなければならない。評定者は次のとおりとする。被評定者が主査、主任、主事の場合、課長（これに準ずる者を含む。課長補佐及び係長）。2、被評定者が課長補佐、係長、主幹の場合、副町長及び課長（これに準ずる者を含む）。3、被評定者が課長の場合、町長及び副町長。

評定者の責務は職員の職務遂行の基準に照らして、常に職員を観察し、評価するよう努めること。2、職員の勤務成績について、公正な評定を行って記録を作成すること。

職員の勤務成績、評定表については、また別に定められております。5段階評価で、業績、仕事の成果、能力、態度等で、14項目ほどあります。それで最後のところに、長所、所見等、しっかり記録できるような用紙になっております。

こういうことで、第13条、町長は勤務評定の結果、勤務成績の良好な職員については、これを優遇または活用して、職員の志気を高めるように努め、勤務成績の不良な職員については、執務上の指導・研修実施及び職務の一部変更等を行い、または配置換えをするなど、適正な措置を講ずるものとする。

評定の結果は、総務課長が保管する。

第15条、職員の勤務評定の結果は公表しない。

こんなような抜粋ですが、内容です。

これらに対して、評定を受ける側に、今度は職員としては、御代田町職員自己申告規程が平成10年12月に定められており、自分の職務に活用できる能力、資格、免許等、研修に関する要望、担当職務に対する取り組み、今後1年間の目標、いつまでに、どのように、どの程度やるのか、取り組み内容についての成果、努力した点、反省点、自由意見、職務に関する提案、この提案をするような職員、企画ができる職員にスキルアップをしていくための資質向上が必要だと思います。これらを参考資料として、最終的には町長が人事は実行することになります。

まず、これらのことを踏まえると、町長の今回の大規模な人事異動は、適切でなかったと私には見えます。大規模に行った理由はどこにあるのか、職員の適材適所をどう考えているのか、今回のこれほど大規模な異動は、前段のことを私なりに考えると、職員の能力活用や仕事の成果から見てマイナスだと感じるが、町長の考えを聞きます。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきたいと思います。

御代田町の職員に関することですが、まず最初に、御代田町の職員というもの、職員数というものがどうなっているのかについて説明をさせていただきたいと思えますけれども、御代田町の職員数は、他の自治体と比較して、かなり少ない職員になっています。比較として人口1万人当たりの職員数というものがどうなっているのかということで、県内の同じ規模の町と一般職の職員数ということで比較をしてみました。それでみますと、御代田町は人口1万人当たりの職員数が63.01人、池田町は76.95人、佐久穂町では102.50人となっております。さらに全国的にみてみますと、御代田町と同じ規模の町村43団体ありますけれども、この中で御代田町は職員が少ない方から7番目ということになっておりまして、先ほどの県内の同規模の自治体でみていただいてもよくわかりますように、御代田町はきわめて少ない職員数で頑張っている町だということがいえます。したがって、御代田町の職員は、少ない中でよく頑張っているということをもっと前提としてご理解をさせていただきたいと思えます。

そうした中で、先ほどお話にありました、こうした少ない職員数の中でも、職員のやる気を引き出すということで、今年度から厚生労働省に1名の職員を研修目的で派遣をいたしました。この厚生労働省への職員の派遣は、特に若い職員を中心に、今後も継続したいと考えております。

この研修目的は、国のさまざまな事業というものを直接見て聞いて知識を身につけること、また国の事業に対する手法や、さまざまな補助事業・制度などを身につけて、町に生かすこと、また厚生労働省の職員やそこに全国から派遣されている市町村の職員などと知り合いになることで、人脈が築けること、こうしたことを目的に行っておりまして、若い職員にとってはこの厚生労働省への研修派遣ということ

が仕事をするうえでの1つの目標になっていくものと考えておりました、これは仕事の意欲を引き出すものになると期待をしております。

今回のご質問は、人事異動に対する職員を生かすという考え方ですけれども、まず、先ほども話がありましたように、市のような大きな組織ですと、職員はかなり専門的な業務になりますけれども、御代田町のような小さな自治体では、専門的な仕事という面も重要ですが、それだけでなく、1人が何役もの仕事にかかわるという意味で、オールラウンドでなければならないという面があります。さらに、この職員の人事異動ということにつきましては、御代田町職員の基本姿勢として、全体の奉仕者、つまり町民のために献身的に尽くす、町民のために献身的に働くという立場に立てば、どこの部署に配置されたとしても、その仕事はすべて町民のためになるものであり、町民のために役立つものであることから、職員はどんな業務であっても与えられた仕事を積極的に行うということは、全体の奉仕者として当然のことであると考えております。

さらに、そのうえで考える必要があるのが、その職員はやがては町の幹部になっていく、係長や課長などの町の幹部になっていくわけです。したがって、御代田町の全体像ということについても、できる限り理解させるということが必要です。例えばこれが適材適所というこの人員配置という考え方も必要ですが、それだけではなくて、つまり適材適所ということになれば、ある偏った一部の仕事にかかわるということになってしまいますので、そうではなくて、できるだけ幅広い業務内容を経験することによって、町全体の業務内容というものを理解できるようになると。特定の業務だけしか経験できないような人事であれば、それは一部の知識と経験しかない職員を育成してしまうことになるということで、できる限り多くの業務を経験していただきたいということも考えて、職員の配置ということを考えております。

さらに、もう1つ評価、勤務評価についてのご指摘がありました。勤務評価という点でみますと、これは1人の人間をどのように評価するのかということが基本にあるかと思っておりますけれども、確かにいまご指摘のあった勤務評価は、この職員の実態を把握する、判断の、決められた内容、定められている内容になりますけれども、私は、それだけではなくて、全体の奉仕者という視点からみますと、地域や社会に対してどのように貢献しているのかという面も重要だと考えております。

それは例えば地域において行われるさまざまな行事、例えばそれは町民運動会であったり、消防団などさまざまありますけれども、こうしたことに地域の行事などに積極的に参加しているかどうかということも大事だと思っています。さらに、役場内でのいろいろなボランティア的な活動こういうものにも積極的に参加しているのかどうか。例えば役場にある野球部などのこういうスポーツ活動に積極的に参加しているのかとか、職員として非常に大事な点は、実務的な能力があるかどうかということも重要ですが、人と友好的に交わる能力を持っているのかということとは、こうした住民と直接触れ合うといいますか、この町役場ということでは大変重要だと思っています。ですから、地域の皆さま、また役場での職員間の交流など、こうした状況なども総合的に見て判断したいと、このように考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） この町長の広く全体の奉仕者という考えには私も賛成しますが、いったん、半分も一遍に動かすというところの、その町の方向を考えていくうえでは、半分に近い人が異動するということは、その継続性がなくなるということにもつながりかねない。また、いろいろなことを経験するといっても、自分がその得意とか不向き、得意ではない分野もあるので、やはり広く全体の奉仕者、町民益を考えるなら、もう少し2割とか3割の少ない数の人事異動にとどめるべきだと感じます。どうして今回、このような5割に近づくような人事異動を大幅に行った理由をちょっと教えてください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 古越議員ご指摘の点については、確かにそういう面からも考慮する必要があると思いますので、そのご指摘については、今後十分配慮していきたいと思っています。

最初にお話ししましたとおり、御代田町は大変少ない職員数の中でやっているという中で、例えば予期できない出来事、例えば女子職員でありますとか妊娠、出産、そして育児休暇、こうしたこともありますし、職員もやはり病気ということもあります。そうしたさまざまな予想できない事態にも対応するということが必要になってまいります。それから、御代田町の職員というものを、だんだん退職していく人が7、8人いるときもあれば、1人、2人のときもある、非常に波が、退職者はや

はあります。そうしますと、そこら辺の職員の退職との関係でのバランスでありますとか、そんな点も考えなければなりませんので、長期的に見てやはりどういう人をその幹部にしていくのかということ長い目でやはり見るということもありました。しかし、いまのご指摘の点については、今後十分注意して実施したいと思います。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） 最後には2万人都市構想という大きな目標が、30年後とか長いスパンで目標として掲げられておりますが、御代田町がだんだん住みやすい、それで人口も増えてくる、そんな町にしていくように理事者も職員も、議会ももちろん協力していくことが肝心だと思います。職員の町民サービスに対する資質の向上と担当の仕事上の責任をどう認識させていくのかという点では、まず理事者会の三役である町長、副町長、総務課長が模範を示して行動しなければならないと思います。町長の19年2月の町長選挙の立候補のときの6つの公約は、大雑把に分けると3つが実行中で、3つは未解決です。今回の任期があと9カ月となりました。この期間をあと9カ月もあると捉えるのか、あと9カ月しかなくなってしまったと捉えるのかで、町長の公約に対する仕事のスピードは違ってくると思います。

中学校建設時の給食室の件は、最初は自校給食室でと言っていたが、いろいろな経過を経て、教育委員会等の決定である共同調理場に決まり、中学校建設工事とあわせて建設されていくことです。

一番大きな争点だったごみ焼却場施設については、苗畑跡地への三市町共同のものについて、白紙撤回し、小諸市、軽井沢町へそれぞれ1,400万円以上の金額を払って決着したが、その後、イーステージへ頼んでいる。町長は、御代田町としては、町内へは施設は建設しないで佐久市にお願いしたいと言っているが、議会に報告されている佐久市とのコンタクトの回数は、確実な数字はわからないし、文書を見せてもらったこともありません。確実性に欠けたまま月日は過ぎていきます。国保の1戸当たり1万円の引き下げも、できていないでいる。こういうことが職員の仕事の意欲に影響しているのではないかと心配するところです。

町長就任以来、19年の9月、御代田町で緊急復旧費2億8,000万円以上を注ぎ込む被害を受けた台風9号のときの、町の災害対策本部の初動の遅さは、多くの町民から不満が出ていました。そのときの反省と総括は、どのようにまとめて、

その後には生かしているのか、また、最近では、昨年度に問題が発覚した下水道使用料の賦課徴収の誤りについては、いったん問題を隠そうとしたようにみられる行動が疑われ、1,000万円以上の徴収漏れの金額以上に、上司の監督責任、理事者の判断ミス、判断の甘さが余計に私には気がかりでした。

成果を上げた職員には優遇措置を行い、ミスをした職員にはその重大さに合わせた反省の措置が必要だと思います。

以前から気になっていることは、行政は民間企業に比べて仕事量の割には人数が多いと感じます。町長が先ほど言った、平均よりは1万人当たり御代田町が63人ということで、少ないとはいいますが、まだまだ民間に比べたら多いと感じているところです。それは行政の特徴が税金の徴収やお知らせ、決めていく過程、ことさら公平さと、絶対に間違えてはいけない責任と使命があるからだと思います。

私は、議会を始め各種の会議があるたびに出席していますが、少しオーバーに言うとう、会議資料のミスが日常化しているほど多い。パソコンを使うので、思い込みや変換ミスもあると感じるが、でき上がった資料をもう一度上司なりほかの人に確認してもらって、本刷りするまでに校正をしっかりとやるべきだ。チェック体制のマニュアル化をしっかりとしていきたい。基本的なことだが、あいさつがきちんとできない職員もいたりして、役場に来たときにちょっとムツとするようなときもあります。

職員の資質の向上のための研修会の数と、延べ参加人数、それをどうフィードバックしているのか、業務への能率向上研修や、課長・係長を対象とした管理職研修は、どのようにしているのか、また仕事上の責任をどう認識させていくのかを問います。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

まず、職員の認識、町民サービスに対する資質の向上という観点でございますが、そういった取り組みでは、その1つとして毎年、全職員を対象とした接遇や情報セキュリティ等の研修会を開催しております。また、県などが開催します各担当部局の実務研修を始め、長野県研修センターが主催する専門知識等を得るための研修会に毎年多くの職員が参加しています。この長野県研修センター主催によります参加人数だけをみましても、平成19年度が45名、20年度は39名、21年度は

49名を数えております。そして、より専門性の高い知識を得るための研修の場として、千葉県にある市町村アカデミー主催により4日間から7日間に及ぶ、行政実務研修にも、この2年間で4名の職員が参加しており、それぞれ自己研鑽を積み重ねる中で、個々の資質向上を計っているところであります。

また、毎年4月には全職員から職務に関する自己申告書の提出を求めています。多くの職員が専門知識を得るための研修機会を望んでいます。このため、今後におきましても、全職員を対象とした研修会の機会を多く設けるとともに、専門知識を得るための研修会に、より多くの職員が参加できるような職場環境を構築していかなければならないと考えております。

先ほど申し上げた町職員全職員を対象とする研修の機会には、管理職と一般職員とを分けてやるような研修も行っております。ちょっといま手元にその具体的な細かい数字は持っておりませんのでお答えできませんけれども、そういったことも行っているということで、ご認識いただきたいと思います。

こうした研修に加えまして、来庁者の皆さんに気持ちよく役場を訪れていただくため、あいさつの徹底に力を注いでおります。古越議員からご指摘もありましたけれども、毎月行っている朝礼において、町長からあいさつの徹底を何度も呼びかけておりますし、各課長の皆さんには、それぞれの責任において部下の指導にあたっていただくようお願いしているところであります。

また、この5月からは、各課において毎朝行っている始業前の朝礼におきましても、各係のスケジュールを報告するのではなく、課の中で順番を決め、毎日交代でその日の業務計画を発表するなどの方法に改めていただくこととしました。これは朝礼の当番者だけでなく、課の職員全員が目的意識を持ってその日の業務にあたることを目的に始めたものであります。毎日の業務において、個々の職員が目的意識を持って業務に臨むことは、「いつまでに」「何を」「どのように」して達成しなければならない、とした年間事業計画を構築するうえにおいて、非常に大事なことであります。こうした目的意識を持って日々の業務にあたることは、即ち職員の資質向上を図る観点においても重要なことであり、結果として、町民サービスの向上につながるものと思います。

また、町では、行政事務の改善と能率の向上に資することを目的として、業務改善提案要綱を定めております。こうした制度を活用することも、職員のやる気と資

質向上を図るうえで必要不可欠なことであると思います。このため、理事者と相談のうえ、多くの職員が積極的に提案できるような方策を講じていきたいと考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いま、いろいろなことでそのご指摘をいただいたわけですがけれども、平成19年度の台風の対応ということも出されましたけれども、初動が遅いといえますか、そういうご指摘でしたけれども、どんな点が、具体的にあれば、その点についてはまたご指摘いただければと思います。ただ、この台風災害で過去に例のないような倒木という中で、我々としてもその後に生かすいろいろな対応もしておりますので、そういうことも生かしているというのは、事実としてあります。

もう1つ、下水道使用料の請求漏れの件で、事実を隠しているんじゃないかと。隠すような姿勢があるのではないかとというご指摘ですがけれども、この問題につきましては、下水道に接続していないお宅の調査を始めた中で、接続しているのに請求がないという事例が発見されて、それで担当課ではかなりの月数をかけまして、通常業務に加えてその調査を全部、おそらく4、5カ月かけたと思いますけれども、全部調査をして、請求漏れの世帯を全部明らかにしました。この問題の本質は、つまり請求漏れとなっていたものを全部調べて、それについて1,000万円近いお金ですがけれども、地方自治法に基づいてすべて納付していただくようお願いをして、実際に納付も始まっているということですから、もしこれを曖昧にしていたら、これはつまり請求すべきもの、徴収すべきもの、徴収できなかったということでは、町民の皆さまの不利益を与えることになってしまいますけれども、最終的には1,000万円近いお金を、かなり時間はかけます、かかりますけれども、集める、集まる方向、集めるということで努力をしているということは、これは何と云うんですか、負担の平等でありますとか、そういうことからいって、正しく行政を進めたものだと思っております。また、私どもとしては、私としては、それをただ単に、いま下水道使用料のこの徴収漏れといえますか、請求漏れというのは、結構県内でもどんどん発覚しておりまして、こんなにあるのかという、驚くほどなんですけれども、しかし、御代田町ではそこら辺の理事者としての責任も痛感して、私と職員、また副町長と担当職員でそれぞれのお宅を訪問して、きちんとお詫びをして、説明をさせていただいて、納得をいただいて、お支払いいただくと。ただ、この不況のもとです

ので、一括納入というのがなかなか難しいケースが多いわけですので、それはその人の経済状況において分割でありますとかそういう措置もとって、少し時間はかかりますけれども、いずれにしても、お金を徴収するということで進んでいるという意味では、きちんとした町民益に適う対応をしたと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） 町長招集のあいさつの中でも、自分と副町長の給料カットを提案していくというような一言があったように記憶しておりますが、やはり自らが職員のそういうミスを各家庭に一軒一軒頭を下げて回ったという点では、理事者として職員の模範になる面であったのではないかと、その点については評価したいと思います。今後、先ほど挙げた事例のようなことがないように、失敗があったときには、それを反省と総括をしっかりと、みんなのこの次の失敗をしないような措置をしていってほしいと思います。

町長、さっき私がちょっと触れましたが、公約をまだ3つ残していて、あと9カ月で町長選挙、来年の2月になるという点については、どう捉えていますか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この点については、ご指摘いただいているとおり、公約についてはまだ実現できていないものがあります。ただ、ごみ焼却場の問題については、選挙の公約は小諸と御代田と軽井沢で計画している苗畑跡地への焼却場建設を中止するというものでありまして、その後どうするのかということについては公約はしておりません。ただ、当然のことながら、中止した中において、ではその後どうするのかということの方針として打ち出していくということは当然でありまして、この問題につきましては、何と言いますか、実行できていないという面はあるんですけれども、公約を断念、これはできないということでもう明らかになったのは、学校給食施設の問題については、これはもうできないということで、断念をしましたが、あとそのごみ焼却場の問題と国保の問題については、これはまだ断念はしておりません。これは国保の問題についても議案質疑のところでも申し上げましたとおり、我々としてこれまでいろいろな調査や検討もしてまいりましたし、その内容について議会の皆さまにも明確な形でお示しをしてご判断をいただくと、こんなことでいま努力をしているということで、よろしく願いしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） とにかく、理事者たるもの、一度口にしたことは実行していく。

それが職員の模範となり、みんな職員も町長を見て、ああ、私たちもやらなければというふうに、波及効果があると信じています。あと残り、私にしてみれば、あと9カ月しかないという感じではありますが、最大の努力をして、町民益のために町・役場一体となって頑張っていけるよう、資質の向上をしていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

交通の妨げになる道路沿いの木障切りについて。

御代田町の森林面積は、国有林、民有林、合わせて、平成6年の資料で3,554ヘクタール、平成12年の資料で3,509ヘクタールと、とても広く町内の面積を占めています。この中で、林道とか町道、山の中を走っている道路が多いですが、国道は18号線一本で、18号線沿いは国土交通省ですか、両側ののり面の立木を切って、整備をしております。県道、町道沿いについては、なかなか進みません。先月、建設課からの申し入れがあったようで、佐久軽井沢線のしなの鉄道跨線橋の近所をわずかに切りましたが、大部分の道路沿いは放置されたままです。平成19年9月の台風19号のときは、主に道路に倒れた風倒木、また、道路沿いには電線があり、その電線を切断したり電柱を倒したりして、電灯線は切れて、西軽の方面では数日間にわたって停電したことは、まだ記憶に新しいです。そのときに私も仲間と3日間、チェーンソーを持って交通の確保に跳んで歩いた記憶があります。

議会開会日の6月5日金曜日のことですが、6月5日付の信毎に、大滝村で小学生の列に倒木、4日午前7時45分ごろ、木曾郡大滝村の村道に、直径約80cm、高さ約15mのカエデが倒れた。当時、山村留学に来ている大滝小学校の児童10人が、現場を歩いて登校中、木が折れる音に気づいて逃げ、直撃を免れたが、弾みで外れた電線が当たるなど、5年の女子2人が軽い怪我をし、村の診療所で治療を受けた。木曾署などによると、カエデはもともと崖の上からもたれ掛かっていた。外れたのは街灯の電線で、首に当たった女兒が倒れて、額や膝を擦った。この女兒は、電線に首を押さえつけられるようになってびっくりした。眼鏡も壊れたと話していた。別の女兒は、絶縁器具が割れた破片が右手の甲に当たった。村は、村道を通行止めにして、5日以降倒木を撤去、女兒2人の治療費などを補償する方針だ。

このように、4日にも県内で倒木が小学生に当たって怪我をさせたようなことがあります。台風のときの倒木は、人的被害が出なかったのが奇跡と思われるほどの大規模で、すごいことになっておりました。これが人に当たったり車に当たってからは、その事故が心配されるし、補償問題ともなれば、両方が大変なことです。木が民有地である場合、木障切り費用を全額所有者に持てというようなことになると、木障切りは進みません。補助金制度を調えるか、シルバー人材センターや木障切りのボランティアなどを組織して依頼するなどの方法で検討し、1年間ぐらいを木障切り強化年とでも位置づけて推進したらどうですか。町の対応を問います。

○議長（柳澤 治君） 笠井建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） お答えをいたします。

まず、台風で転ぶような木、前回の19年、あれは私ども道路管理として、道路沿いにある、要するに道路敷にあるもの、これについては当然責任も負わなければいけないんでしょうが、あのときもそうですが、ほとんど倒れたのは民地の木でありまして、そこまで普段私どももパトロールして、お宅の木危ないよとか、そういうところまでは行けない、ということをご理解いただいて、私、これからちょっと答弁させていただきますけど、町の考え方、申し述べさせていただきますけど、基本的には道路を通行するのに支障がある、そういったものに対する考え方ということでお聞きをいただきたいと思いますので。

民地の中の方の木までは、ちょっと私どもの方ではその辺、いまの段階でどうこうということというのはできないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

道路を通行するにあたって、確かに支障になる木、そういったものがあそここのころの木が出ていて、カーブミラーが見えないとか、曲がり角でちょっと邪魔になるとか、一旦停止しても、その木が覆いかぶさっていて安全確認ができない、こういう問題は、道路管理者としても、この県道・町道にかかわらず、非常に問い合わせが多いことでありまして、その対応に苦慮しているというところでもございます。そのため、毎年その広報『やまゆり』、あるいはベスト防犯の『組合だより』、そういったところに啓蒙、啓発して、木を切っていただきたい、邪魔になっている木は枝だけでも払ってもらいたい。それから、あと所有者を特定をして、直接その

所有者の方に、こういう状況ですよと、写真まで撮って送りまして、手入れをしていただきたいというようなことをして、徹底を図ってきてはいるんですが、なかなかお金もかかる問題でもあろうかと思imasるので、改善されていないという現状ではあります。そういった部分で、どうしても危険なところは、いままでもやむを得ず町が伐採を行わなければならないというケースも発生はしていることは事実でございます。ただ、これは個人の良識の問題でもあって、モラルの低下が指摘されておりますこの時代においては、非常に難しい問題であると思imas。国道、県道、市町村道を問わず、この道路を通行するに支障となる木、こういったものについては、もう所有者が管理するというものは、考え方は原則同じですので、倒木が想定されるような緊急性が高い、そういったものについて私どもも道路パトロールで発見をしたり、通報いただければ、今後も町で対応していかなければならないと思imasしておりますが、いつでもすべての邪魔になる木、公費で対応するという事はなかなかできない状況ではあります。

先ほどもちょっとご提案いただいたとおり、1年をそういった徹底年間にしようというような話もございましたが、それは私どもも、もし地元が協力をしていただけるのであれば、歓迎するところでもありますので、いままでも例は多少あるんですが、区域あるいは地域、区とか地域でその支障木を一掃するというような作業を計画していただけるようなことがあれば、重機、当然大きくなってしまっているものについては、人力では無理ですから、そういった部分での高所作業車、そういった借り上げ等を町の方でも支援するというようなことは考えられますので、それも大規模に、もう一斉にやるんだと、区民が出て手伝いもするし、皆さんでやろうというようなことであれば、私どもも積極的にお手伝いしていきたいというふうに考えておりますので、まず私どもの方からなかなか細かなところまでは通行していて支障になるという部分もよくわかりませんので、とにかく危険個所の把握等を区域でしていただいて、どういうふうに対応していきたいというようなことは、また私ども建設係の方にお知らせをいただいて、こちらもそれなりきの対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） 重機の借り上げ料、高所作業車等、いまは大きな木だとか高い木

になると、そういう重機類がなければ、危なくてとても交通も激しいし、電線があったり、回りに家ができたりしている場面もありまして、クレーンとか高所作業車がいるような場合には、借り上げ料の援助があるというような制度があるようで、活用していきたいと思います。

電線にかかる部分については、中電が切ったりしている場面も見ますが、あれは町との協力体制とかはあるんでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 笠井建設課長。

○建設課長（笠井吉一君） 電線、中部電力あるいはN T Tの電話線、こういったものについては、私どもも業者も危険で手を出せる部分ではないということで、その企業の方から私どもの方にもいわれております。ですから、そういった部分については、私どもも中部電力ですとかN T Tの方に連絡をして、そちらで対応していただきたいということで、専門的にやっていただくということにしておりますので、そういう部分については、また私どもの方にご連絡をいただければ、こちらから企業とまた相談をして、やっていきたいというように考えております。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） そういういろいろな補助とか電力会社などを利用して、地域の人たちがいつも通る道は、自分たちが一番よくわかっているんで、その地域地域でそういう危ない箇所を点検しながら、交通の安全、また通行者の、歩行者の被害に遭わないような措置をしていくことが必要だと感じています。これから、6月、7月、9月まで、集中豪雨、ゲリラ豪雨とか、台風の季節になるので、それまでにはお互いに地域の皆さんと協力してそういうところを点検しながら、未然に災害や事故を防ぐようなことをして、住みやすい安全なまちづくりということで、町も町民も協力した中で安全な交通が守られればいいと思います。また、そんなようになりまして、産業経済課とか建設課でご苦労願う点がありますが、労力を惜しまないで現場を見ながらやっていただきたいと思います。

私もときどき、危ないなとは思いつつも走っていますが、自らそれを切るところまではいかないので、皆さんと協力した中では実施していきたいと思っています。

以上で、質問を終わります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告1番、古越日里議員の通告のすべてを終了いたします。

す。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時58分)

(休憩)

(午前11時10分)

○議長(柳澤 治君) 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告2番、小井土哲雄議員の質問を許可いたします。

小井土哲雄議員。

(2番 小井土哲雄君 登壇)

○2番(小井土哲雄君) 通告2番、議席番号2番、小井土哲雄です。

6月4、5、6と、「リゾートトラストレディスゴルフトーナメント」が、『グランディ軽井沢』森泉コースで行われました。観光協会を始めとする多くの町民の皆さまが、ボランティアに参加をしておりました。その中には役場職員の皆さまも多く見受けられることができ、付録ではありますが、私も土・日、参加してまいりました。テレビ放映もありまして、録画で見させていただいたんですが、北佐久郡御代田町という字幕も出ます、そしてアナウンスももちろんされて、宣伝効果、イメージアップに非常につながる、すばらしいトーナメントであったと思います。それで思うんですが、まだ決定ではないんですが、来年も開催されるようなお話も伺っています。そのようなときに、もし可能であるのであれば、来年も同じ時期、重なりますということは、この定例議会に重なりますが、1週間延長とかのご手配ももしできるようであれば、考えていただいて、町議会で協力する必要もあるのではないかと、そんなことも感じました。

それでは、質問に入ります。

この2月、臨時議会に提出された資料があります。一通り確認のため、読ませていただき、その後、増便事業として進展し、また決定された中身を聞かせていただきますが、しなの鉄道に関しての質問をいたします。

臨時議会にいただいた資料、まず経過から、『第4次長期振興計画基本構想には、交通運輸の充実として、軽井沢駅における新幹線の接続、小諸駅における小海線との利便性を確保し、軽井沢－長野間の直通列車の運行本数の増加を要請します』と位置づけてあることから、小諸市、軽井沢町、御代田町で検討してきた、しなの鉄

道が再生事業の一環として平成22年度から26年度までの利用活性化策を図る目的で、しなの鉄道総合連携計画を策定することから、計画策定の主体である、しなの鉄道活性化協議会へ軽井沢－小諸間の増便を計画に組み入れることを要望してきた。結果、軽井沢－小諸間の増発や、軽井沢駅での新幹線の接続などが見込まれた計画の素案が策定された。期待する効果で、1つ目、年間800万人来訪する軽井沢の観光客を、しなの鉄道へ誘導。2つ目、軽井沢－小諸間の利用促進。3つ目、しなの鉄道を利用している者の利用促進。4つ目、軽井沢駅まで自動車を利用している新幹線利用者を、しなの鉄道に誘導。ここは私の中ではとっても大事なところなんです。5つ目、軽井沢－田中間を最寄り駅とする新幹線利用者の乗車駅を佐久平から軽井沢に転換。運行計画、運行経費として、平成22年度8月1日から23年度3月31日の273日間、1日7往復14便の増ということで、3市町合わせまして3,455万3,000円の経費がしなの鉄道で試算されております。23年度以降、平成23年度4月1日から平成24年度3月31日までの1年間、同じく1日7往復14便の増で、3,991万7,000円の試算となっております。小諸、軽井沢、御代田町、分けますと、御代田町の経費負担割合は、初年度、ですから今年ですね、今年は850万円。来年1年間で970万円が割合としてここに提出されております。この金額には、県よりの負担金がまだ含まれておりません。補助金については後ほど聞くとして、先に進めます。

この提出された資料から考えられることは、単なる増便でなく、新幹線の接続の便利さ、そして通勤、通学、一般利用が、これまでも使いやすくなる、そんなことが見受けられます。御代田町から見れば、通勤、通学、一般利用が、小諸－軽井沢間ですむ方も多いのではないかと思います。新幹線を利用して通勤、通学、一般利用の使用駅を軽井沢にしている方も、それなりの数になるかとも考えられます。上り下りということになれば、上り線、要は東京方面は非常に有効な事業と受けとめます。ただ、下り線利用となりますと、どうしても小諸から小海線に乗り換えなくてはならず、その点がネックかとも思われます。

いずれにしても、いろいろな面でしなの鉄道が利用しやすくなる、意味のある事業だと思っています。

先ほど読み上げました、2月にいただいたこの資料なんです。これは非常に簡単なものであります。その後、しなの鉄道列車増便事業として、もっと詰めた計

画書のようなものがあるかと思うので、まずその進化したその内容の説明をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えいたします。

まず、列車の増便事業の経過からお答えをしたいと思います。

小諸市、軽井沢町、御代田町では、生活圏の広域化や多様化する住民ニーズに対応するため、平成16年度から3市町で共同事業を立ち上げ、さまざまな課題について検討を進めております。

その一環といたしまして、しなの鉄道の小諸－軽井沢間の利便性の向上が図れないという課題があります。これを解決するために、長年関係機関との協議・検討を重ねた結果、3市町で運行費用を負担する形で、しなの鉄道の列車増便事業を実施することになりました。

この事業は、しなの鉄道沿線の自治体や関係団体で組織する、しなの鉄道活性化協議会が平成22年2月に策定した、しなの鉄道総合連携計画に盛り込まれ、平成22年度から平成24年度までの3年間、しなの鉄道が事業の主体として実証実験として実施をいたします。

今年度は軽井沢駅での長野新幹線との接続の改善を図る増便事業を行い、23年度には増便事業に加え、長野－軽井沢間の直通化を図り、24年度は中軽井沢駅、それから小諸駅の駅舎の改修とバリアフリー化を行う計画になっております。

増便事業の具体的な内容でございますけれども、しなの鉄道の小諸－軽井沢間は、現在、上下線で1日42本が運行をしております。これを大幅に増便をし、ということございまして、当初ご説明したときには、14便ということで調整を続けてきたわけですが、しなの鉄道とJRと調整を図ってきた結果、これが13便になるということで、最終的にしなの鉄道、JRの方より、こちらの方に連絡等がございました。

ということで、いずれにいたしましても、列車の増便を図るということで、軽井沢駅においてほとんどの新幹線に接続する計画案となっております。現行は、新幹線への接続は、もっとも長い待ち時間で50分ほどになっておりますけれども、8月以降はおおむね10分程度の待ち時間になり、大幅に接続の短縮が図られること

になります。

また、しなの鉄道活性化協議会で策定し、国に提出をいたしました、しなの鉄道総合連携計画においては、小諸－軽井沢間の増便及び軽井沢駅の接続改善として、しなの鉄道の駅での駐車場の無料または低額化というようなことを行う、それから割引切符の発売を行うというようなことを検討をする、あくまでも検討ですけれども、検討をするという内容になっております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） いまその事業内容が14便から13便ということで、変わったという報告がありましたのですが、その内容にありました連携計画、そこにいまおっしゃっていたんですが、私の方のこの本題の問題なんですが、その軽井沢駅乗換への転換条件として、無料駐車場の整備、あるいは某という、逃げ道といいますか、あるんですが、または低額とすることというような文言が入っているんですが、私は無料駐車場整備の必要性をこの場で訴えているところであります。戦略の部分であったんですが、軽井沢駅まで自動車を利用している新幹線利用者を、しなの鉄道に誘導すると、しっかりうたわれておまして、これはもちろん、駐車場が必要となることであります。そして、施策の中に、しなの鉄道を利用して軽井沢駅で新幹線へ乗車を誘導するために、しなの鉄道での無料と、しっかりうたっているわけですね。

で、通告書にあります関連する無料駐車場のことなんですが、こんな提案をさせていただきたいんです。駅西駐車場からかりん道路の間に窪地があります。その土地は以前にも、と言っても20年も前かと思いますが、町で買ったというようなお話があったとも聞いている、そんな所でございますが、その頃はバブル景気がはじける前だったので、出た話、あるいは計画だったのではないかと、そんな感もするところでございますが、いまこの景気では、言いづらい面もありまして、町で先行して買い上げる、もしくは町が仲介し、土地開発公社の公有用地との代替等の手法により取得できないものかと考えております。地下の利用とやり方は、この際置いておきまして、いずれにしても、無料駐車場の整備を提案するものです。提案したからといって、すぐできる、そのような安易なものではないとももちろん思っております。中学校建設など大型事業が落ち着き、あるいは先にも述べましたが、地権者の、先にも述べましたが、言ってなかったね、地権者も土地開発公社との話

し合いで、代替がオーケーという意味でございますが、そういうことになれば、なおさら町が別段お金、出費しなくても済む、いい事業ではないかと思うところでもございます。いずれにしても、駅前の一等地が分断され、また現状ではニセアカシアその他倒木、雑草等、景観が損なわれております。この計画の中にある、無料駐車場整備が行われることにより、駅前ロータリー、駐車時間オーバーのモラル改善、駅周辺の観光の保全、そしてこれは駅前で商売をなさっている多くの皆さんの要望でもあります。長期的な観点も踏まえて、無料駐車場を整備する考えはあるでしょうか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

当町の現行の駐車場と町営の駐車場と、それから過去の経緯について申し上げて、結論を申し上げたいと思います。

皆さまご存じのとおり、駅の西側にあります駅西駐車場と、御代田駅北側の駅北駐車場の2駐車場がございます。駅西駐車場は、駐車可能台数が26台で、すべて1年を単位とした契約駐車場として、現在24台使用をしております。また、使用料は年額で3万6,000円。月額で3,000円ということになっております。また、駅北駐車場は、駐車可能台数122台で、1年を単位とした契約駐車場と時間を単位とした普通駐車場の併用の駐車場となっております。現在、契約駐車場は8台あります。また、普通駐車場としては、保健福祉課や保健センター等の来場者も含めて、平成21年度の実績で3万6,000件の使用がありました。普通駐車場の料金は、30分まで無料、1時間まで100円で、以降1時間ごとに100円が加算され、4時間まで400円、24時間まで500円、以降24時間ごとに500円が加算される料金制になっているということでございまして、いわば1日使用した場合は500円、2日使用した場合は1,000円ということになります。

ご質問の列車増便などに関連をいたしました駅前の無料駐車場の整備についてということでございますけれども、小井土議員のおっしゃいますとおり、現在の駅西駐車場の西側の私有地を買い上げ、駐車場の整備をするとの話ですが、10年ほど前に検討した経過がございます。検討の結果、用地の単価が折り合わないこと、さらにこの土地が窪地であり、埋め立てや工事費に多額の費用がかかるということから、事業が断念をされました。現在、先ほどから申し上げておりますけれども、

駅から2、3分歩いたところに100台程度の駐車可能な駅北駐車場が整備されております。ということで、駅からそんなに遠くない、2、3分のところに駐車場が整備されているという状況がございますので、現状態においては、十分に需要を満たしているというふうに考えております。ゆえに、ほかに駐車場を整備するということにつきましては、現段階においては考えておりません。以上です。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） はい。はいで引き下がるわけにはいかないですが、その無料駐車場、現在は考えていないということで、今後、長期的に見まして、先ほども申し上げたとおり、景観問題、また現状そんなにごみは落ちていなかったように思いますが、ごみを捨てる格好な場所になる可能性もありますし、いろいろな意味を含めまして、やはりあそこは町が買い上げるのが一番いいのではないかという思いはありますので、今後も引き続き検討をしていっていただきたいことを申し上げます。

そして、いまお話のあった、旧福祉センター跡地ですね、北駐車場、あそこが300何台置けるというお話でございましたが、あ、120台、都会的に見れば歩いて3分ほどの所は、新幹線、しなの鉄道を利用して新幹線という形ですが、非常にもってこいの場所かとは思いますが、この田舎の御代田町的に考えたら、あそこにとめて利用する方の利用度といいますか、となると、ちょっと不安なところもあるんですが、それは置きまして、述べたいのは、その駐車場の利用の価値観のアップといいますか、現状は多分保健福祉課を利用する方たちが利用するのがほとんど多く、また八十二銀行さん、郵便局さんがあります。皆さんご存じかと思いますが、月末あたり、通りに行きますと、八十二銀行さんも何台も駐車場は確保しています。郵便局さんも5、6台でしたか、確保しています。ですが、駐車場が満杯の状況で、鉄道を渡って来られて右側に曲がる時の交通渋滞が見受けられます。あれを解消するには、これも提案なんです、北駐車場、あれが1時間、30分無料でしたか、その件なんです、調べましたら、しなの鉄道のホームページに載っているんですね、御代田より下り線側は30分100円でしたかね、で、上り線、しなの鉄道、中軽井沢、軽井沢の北駐車場でしたか、は1時間無料という形で行っております。ですから月末の忙しい時期を考えれば、30分では銀行、郵便局から出てこれない。保健福祉課は、行った方がパンチを押せば無料ですから、その辺は何の問題もないんですが、その30分ではお金がかかる、銀行も郵便局も出てこれ

ないような状況で、交通渋滞を招いて事故にもつながる状況を考えたときに、せめて上り線的な駐車場、先ほど言いましたが、1時間無料というふうなお考えはございますか。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

まず、最初のご質問ですけれども、駐車料金については、駐車場の運営費用を補っていくといううえにおきまして、無料化をするということは非常に難しいというふうに思っております。

しかしながら、いまご指摘いただきました保健福祉課、それから保健センター、それから作業所等の公共施設の利便性の向上、それから駅前商店街等の商業の振興、それから郵便局、八十二銀行前の交通の混雑を考慮すると、現在、無料の時間が30分ということになっておりますけれども、いまご提案をいただきました1時間に延長するべきではないかということにつきましては、前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） 前向きなお返事をいただいて、多くの皆さんが多分期待すると思います。是非いい方向に早めていただければと思います。

次の件に入ります。

茂木町長は、日々、水の大切さ、環境維持・保全を唱えている中、豊昇区より申請された元気づくり支援金に伴い、湯川ふるさと公園整備事業が浮上している。区に相当な負担がある中、その態勢とその計画は、また、近隣より湧いている湧水の有効利用ということではありますが、この件につきましては、月曜日の議会初日に一般会計補正予算、衛生費の中の清掃費に対しまして、数人の議員より質問がありました。私が今回質問する内容は、ほとんどわかったところではあるんですが、豊昇区の皆さん、非常にナーバスに感じていることでもございます。言葉でこういう予定ですとかこうなりますよとか言うより、この際、テレビ西軽さんが毎回議会中継を行っていただいております。多くの皆さんがいろいろな問題に興味を持ってご覧になっております。ですので、この際、あえて重複するところはございますが、この件の質問をいたします。

私は以前より興味がある場所がございました。そこは、先ほど、先ほどって今回

の件ですが、中部電力広戸発電所の東側を上った湧き水の湧いている、季節にはホタルの舞う小さな池です。多くの皆さん、その場所をご存じのことかとは思いますが、その湧水の観光的また多目的な利用ができないものかと考えていました。個人的に、佐久圏域水道水質検査協議会で調べていただきました。調べた結果は、後ほど述べるとしまして、その湧き水を湯川を渡り広戸橋脇の、現在不法投棄物が置かれている場所へ引いて、憩いの場になればと思いを巡らせていたところでございます。

4月29日、豊昇区の総会におきまして、不法投棄物の撤去について話し合いが行われると聞き、その結果を心待ちにしておりました。湧き水を有効利用をするにも、まずごみが片づかなければ始まりませんから。そして、町担当課にも話を聞いたところ、公園計画に基づき、元気づくり支援金を申請している最中でした。これは、町が窓口となり、豊昇区の代行業務を行ったものだと思っております。その結果として、元気づくり支援金で300万円の本年度予算を確認いたしました。これは平成23年、24年と、その都度申請し、3年間で合わせて900万円の予算見積りのようでございます。ここに元気づくり支援金であるんですが、選定事業一覧表ということで、湯川ふるさと公園整備事業、申請者、豊昇区（御代田町）ということで、事業内容、従来から環境美化活動を継続してきた豊昇区において、河川、景観の良好なポイントの不法投棄物を撤去し、公園として整備することで、景観、環境の改善及び区民の憩いの場の創出を図るということで、300万円の予算がついております。そして、豊昇区での総会におきましては、不法投棄物撤去に対して1,000万円の予算がつけられたと伺っております。これについても、3年間で1,000万円ということで、割り振りについては本年度どこまでの事業とするかは、担当課との詰めが必要ではないかと思っております。

そこで、湯川ふるさと公園整備事業として元気づくり支援金が交付決定及び豊昇区として1,000万円の不法投棄物に対する予算が確定された中、町の協力体制はどのように考えているのか。また、公園計画にある土地の所有者との折衝も大きな問題です。何らかの形で話は進んでいると思われそうですが、大事なことなので、土地地権者との話し合いはどのようになっているか。そしてもう1つ、なぜ現在のような不法投棄の状況になったか、その経緯も大事なことなのでお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

いま議員ご指摘の場所につきましては、広戸の発電所の付近ですけれども、この場所は、いまの秋篠宮殿下が小さい頃、当時皇太子ご夫妻とよく釣りとか川遊びに来たということで、よく知られている場所です。私も秋篠宮殿下にお会いした中で、湯川の話をしたんですけれども、その中で、実はその場所がいまごみが大量に放置されているんですという話をしましたら、秋篠宮殿下も、私もよく知っていますというふうに言っていました。だから、ときどきあそこの場所をきつと見に来るのかなとも思っているんですけれども、そういう意味でも大変思い出のあるといいですか、重要な場所だというふうに思っています。

いまご指摘のあったのは、豊昇区湯川沿いの広戸橋近くで、旧臼田町の平元商店の所有地に、東亜環境が昭和63年10月頃より産業廃棄物の積み替え、保管場所として、県の許可を受け、産業廃棄物や一般廃棄物の搬入を始めましたが、処理ができずに年々ごみの量が増加し、許可されていない施設の外にまでごみを放置するなど、山積みの状態にまでなってしまいました。県からは、当時東亜環境に対しまして、再三にわたり指示書や改善命令書が出ていたようなんですけれども、一向に改善をされず、この大量の廃棄物を放置したまま、平成17年7月に社長の逮捕により東亜環境は倒産をしてしまい、最悪の状況に陥っておりました。その後、町としましては、ただ県に対してだけ要望をしているだけでは何も進まないということから、町と県、そして地元の皆さまの協力で、このごみの撤去作業を進めようということで、平成17年11月28日、29日と、12月19日、20日の4日間にわたって、地域住民の皆さまを始め町議会、区長会、農業委員会、シルバー人材センターなどに加えて、県と町の職員など延べ350人以上が参加して、ごみの撤去作業が実施をされました。この取り組みは、当時、町と県、さらに地域の方々が協力した取り組みという点で画期的な内容でしたが、撤去されたのは約58トンということでありました。その後は、県の努力で、放置されるに至ったごみについて、そのごみの処理を東亜環境に委託した事業者に撤去費用の協力を求めて、土地所有者の平元商店とともに、少しずつではありますが、処理を進めていただきました。

こうした努力を行ってきたわけですが、処理をされずに放置されている廃棄物は、約5,700m<sup>3</sup>という膨大な量であるため、これをすべて処理するだけの費用を集

めるには限界があり、作業が進まない状況に至ってしまいました。この事態をどうすれば解決するのかということで、町としては再三にわたり県と協議を進めてまいりましたが、県としては、県費による撤去費用を支出することはできないという結論となってしまいましたので、この時点でこの問題については万策尽きたという状況に陥ってしまいました。このような中で、県の方から、新しく提案がありました。それは、県が実施をしている元気づくり支援金事業を使って問題の解決にあたっていきたいということで、私たちは内部で関係する部署での協議とともに、県とも綿密に相談をした結果、豊昇区が主体となって、湯川ふるさと公園整備事業として申請をいただくことになりました。その後、元気づくり支援金の選定会が行われ、採択をされましたので、県の支援金を活用できることになりました。この支援金事業は、年間300万円を上限として、継続事業として3年間申請ができるものです。この議会でこの議案を提案するまでには、県当局としても何とかしてごみを撤去したいという豊昇区の区民の皆さまの思いを受けとめていただいて、親身に相談に乗っていただき、ご指導をいただいていたところでもあります。さらに、4月29日には豊昇区で臨時総会が開かれまして、事業の費用として1,000万円を負担していただくということが決まりました。区長さんを始め区の役員の皆さま、そして区民の皆さまにとって、苦渋の決断をいただいたということで、ごみの撤去とその後の公園化に向けた事業を、一体のものとして本格的に進めることができる条件が調いました。

今回の問題につきましては、私自身、議員時代に10数年間にわたって豊昇区の皆さまの要望をお聞きして、何回も地方事務所に出向いて指導と改善を求め、また、悪質な業者に対しても厳しく改善を求めてきました。実に20年以上にわたって地域の皆さまに大きな不安を与えてきたこの問題が、ようやく解決できる条件が調いつつあります。美しい自然環境を守っていきたいという豊昇区の区民の皆さまの切実な思いを私は真剣に受けとめて、今回の決断に至りました。それは、この機会を逃してしまったら、未来永劫にわたってあの場所に大量のごみが放置されてしまうことになるからです。また、区として1,000万円という大金を出していただけるという、こうした苦渋の選択をしてまで撤去したいという豊昇区民の切実な願いに応えるために、町が全力を尽くすということは、行政として当然の責務であり、姿勢だと考えています。こうした経過を趣旨ご理解いただきまして、議会の皆さま

にも是非ご理解、ご協力をお願いをしたいと思います。以上、私の方から経過と内容について説明させていただきました。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） 湯川ふるさと公園事業が行われようとしている、確かに上流から下流まで、雑誌が取り上げるような有名な釣りのポイントでもございます。ただいま町長申し上げた部分もありますが、環境がそれだけ優れているということで、もちろん物語っているんですが、聞くところによれば、地元周辺の皆さん、これまで不法投棄された場所のごみ片づけを、ボランティアによりきれいにされたとも伺っております。その思いの中には、先ほどの町長の話ですね、現天皇である平成天皇、また皇太子殿下、秋篠宮殿下におかれましても、お小さい頃より釣りをお楽しみになられた縁の場所である、そんな思いがあって、地元の近隣の皆さん、片づけなども一生懸命やっていただいたのではないかと思うところがございます。

そこで、私思うんですが、いま町がしなければならないことは、豊昇区の皆さんの思いをしっかりと受けとめることだと思います。基金の1,000万円、これは何か災害があったときの大切なものであります。本来であるなら、区が県の管轄である不法投棄物の撤去に、大切な基金を取り崩してまでごみ片づけを行う必要があるのでしょうか。そこにある思い、心を感じなければ行政とは言えないと考えます。これを、逆の取り方をすれば、町が何もしないから区でお金も出します、ですから、町で片づけていただけませんか、そんなふうな悲痛な感さえ感じ取られます。ここに至るまでにはいろいろな経緯がある中、先ほども申し上げましたが、地元区だけではなく、近隣の皆さんのお手伝いをお願いし、地元議員を始め何人かの議員も参加し、ボランティア活動による片づけも行われ、大分入口付近はきれいになっております。ただ、問題は、その中にある不法投棄物となるわけですが、現状は豊昇区で1,000万円、元気づくり支援金が300万円×3で900万円、本年度、町の補助金として800万円、これも23年、24年と同額もしくはそれ以上の補助をし、責任を持って公園計画を行わなくてはならないと考えますが、県よりこの後2年間にわたり交付金をいただいて、町が今年度800万円ですが、仮に3年間で町の補助が3,000万円と計算しても、合わせても5,000万円に満たない額となります。すべて業者任せでごみは片づけるとするなら、多分5,000万円弱の金額では片づかないのではないかと考えます。以前のようにボランティアに

よる片づけなど、それぞれが知恵を出し合って、この公園計画に携わる必要があると思います。それなりの重機などを借りると思いますが、私もオペレーターとしての経験もございますので、ボランティアに参加しようとはもちろん考えております。

そこで、3年計画で考えている中、また厳しい状況をどのようにクリアし、計画を進めていくのか、現時点のお考えをお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それではお答えいたします。

まず最初に、前段でご質問のありました町の協力体制はどのように考えているのかということからお話ししたいと思います。

この事業は、以前より放置された、なかなか改善策の進まない中、いまの状態が続いてはいけないと、豊昇区の強い願いと協力がありまして、町もシンクロした思いのもと、県も何とかしなければいけないかというふうに思っていたいただきまして、片づける方法としては、もうこれしかないとの結論に至りました。

豊昇区に申請いただきましたこの事業は、『先人から受け継いだ豊かな自然環境を取り戻し、温かい人の心が通い合うコラボレーションのまちづくり』と、長期振興計画にも書かれています。地域住民と共同し、町を挙げて環境保全に取り組む姿勢を、町の内外にアピールできることでもあります。御代田町の環境保全に取り組む事業として位置づけ、町民課の環境衛生係が窓口となりまして、豊昇区の皆さんとこれから具体的な計画について協議しながら、共同してこの事業を進めてまいりたいと思います。そのため、今議会で補正予算として800万円を予算計上し、ごみの撤去の費用として負担してまいりたいと思います。

なお、この事業の大きな目的である、もとの湯川沿いの原風景に戻すため、そして地元豊昇区としての思いを後世に伝え、将来にわたり豊かな自然環境を守っていきたく思っております。

次に、土地についてでございますが、町としても、今議会に補正予算を提出するとともに、小井土議員が申されるとおり、大きな問題となっている土地の問題については、豊昇区で基金から負担することが決定後、県とともに行動を起こし、地権者と交渉し、承諾いただき、関係書類を頂戴してございます。

次に、経過の方は町長の方から申し上げましたので、経費削減対策としてどのよ

うなこととのご質問がありましたので、現在町の方としては、いかにこのごみの処分  
の費用を軽減するかが大きな課題でございますので、平成17年同様に、ボラン  
ティア等による片づけや、場合によっては井戸沢への搬入も考えていきたいと思っ  
ております。また、排出者責任もありますので、県に働きかけ、協力金、人的援助、  
関係市町との交渉を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） いまお話がありましたとおり、予算的には非常に厳しい状況  
の中で、井戸沢に埋め立ても考えていらっしゃるということで、その辺は私もそうし  
たらいいんじゃないかということをお話ししようとは思っていたところなんです  
が、何しろ、経費を削減というか抑えて、この計画が3年間できっちり終了するこ  
とができるように思っている一人ではございます。県にもまだまだいろいろな資金、  
あるかと思しますので、知恵を出し合っているところから引っ張れるものは  
引っ張っていただきたいと、そんなことも思っております。

そこで、この間、金曜日ですか、初日に出たお話で、県に元気づくり支援金をお  
願いするのに、やはり区が申請者になりますから、そういうところのやり取りで、  
町側と区の皆さんとのやり取りで、グレーな部分といいますか、がちょっと見え隠  
れした部分がありまして、それは手法として区の申請になりますからね、町も代行  
業務といいますか、になるから、いろいろな折衝はあったかとは思うんですよ。金  
曜日聞いたところ、ちょっと意見がありましたよね。それで自分も思うのは、やは  
り決まった時点でこれだけの大がかりな、また区民の皆さんも1,000万円出す  
というような大変な思いの事業でございます。議会側ともう少し優しい心の通った  
話し合いが持てなかったものかという部分は、私自身も持っていますが、町長、そ  
の辺はどのようにお考えですか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） その点につきましては、金曜日の議案質疑でもご指摘いただきま  
して、確かにそうした配慮といいますか、もうちょっときちんと丁寧にやるべきと  
いうご指摘は、そのとおりだというふうに感じました。今後気をつけたいと思っ  
ております。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） はい、そのような形で大切な事業等々、まだまだたくさんあり

ますから、議会とうまくいくようなスタイルを取っていただきたいと思います。

あと10分よろしいですか。

それでは、ごみが片づいた後の私の湧水の有効利用の部分のお話をちょっとさせていただくんですが、担当課に私個人的に調べました資料はお渡ししてあります。多くの皆さんが場所の水、私も生でももちろん飲んで、お腹壊したことはないんですが、生で飲む方もいらっしゃるしまして、また持ち帰ってお風呂に使ったとか、いろいろな使い方をしているところではあるんですが、とてもいい水なので、是非そこが片づいた後、その有効利用ということで考えていましたから、いまのお話になったところなんですが、原水で調べました。それは数千円でできましたので、私、水質検査協議会の専用容器をお借りして採って、調べた結果があるんですが、それはまずいろいろな方が飲まれるので、ちょっと時間もないから、説明は省いて、飲料的にどんなものなのか、ちょっと結果を教えてくださいませんか。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） それではお答えいたします。

小井土議員の方から試験結果の方をいただきました。原水として水質検査を行った中では、上水として飲まれる場合については、いろいろな殺菌等の処理をいたしますので、問題ないということでございますし、大腸菌等につきましては、不検出でございます。また、有機物等につきましても、1ℓに3mg入っていると、ちょっとだめだよということございましたけれども、0.3でございました。pHにつきましては7が中性でございますが、こちらの水は7.8ということございましたので、ややアルカリ性の水でございます。色につきましては、基準の中では5以下ということになっておりますけれども、こちらも1未満ということで、問題はございません。濁りの具合につきましては2というような基準がございますが、これは0.05ということで、こちらの原水の基準の中ではほとんどのものが条件をクリアしていたことをご報告いたします。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） あそこはホテルも群棲していますよね。皆さん知っている方多いと思いますが、で、サワガニなんかもいるということで、非常に環境の優れた水ということがまずもう言えるところでございます。それを利用して、要はそのふるさと公園事業計画の中に、ちょっと書かれた絵なんかもあると思うんですが、そ

れ聞いていると時間がなくなってしまうので、まだ今後1年間、まずごみを片づけてからの本格的な作業になるかと思うので、ここではあえていろいろは言いません。ただ、せっかくだいい水があるのだから、その有効利用、そして温度も、水温が16～17度、ずっと保っている水なんですね。近所の方々が、靱殻ですよ、靱殻を発芽させるために、温かい水なので利用しております。ただ、その道に上がっていくまでが非常に狭く、湯川の河川敷に入るのか、中部電力の土地に入るのか、ちょっと確認取れませんが、非常に狭く、危険性もあります。広戸の区長にも、あの道を広げてくれないかというような要望があったと聞いております。そういう危険性も考えれば、水をいただいて有効利用、あの柳澤さんの、柳澤さんというんですが、いま埼玉県にいらっしゃいまして、その奥様にも相談して、水はいただけますかということで、それは池を触らなければいいですよというようなお話も、実際私も伺っております。そういう気持ちもありますので、是非、ホテルが舞う、いろいろな計画があると思いますが、サワガニが捕れる、靱殻もつけられるような足湯的な、16度、17度を年間保つような、なかなかないですからね、水もね。そういう有効利用を考えて、すばらしい公園計画にさせていただきたいという強い思いを述べまして、終わります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告2番、小井土哲雄議員の通告のすべてを終了いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後12時05分）

（休 憩）

（午後 1時28分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告3番、東口重信議員の質問を許可いたします。

東口重信議員。

（6番 東口重信君 登壇）

○6番（東口重信君） 通告3番、議席番号6番の東口重信でございます。

この3月に今後5カ年間、平成22年度から平成26年度の御代田町の子育て支援の指針として発表されました、御代田町次世代育成支援行動計画『みよたっ子育て

成ひだまりプラン21』について、何点かの質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、前期計画進捗状況についてであります。

前期計画と申しますのは、平成17年から21年度御代田町次世代育成支援行動計画期間として実施されましたが、その中の5番目の項目の、子どもを守るきめ細かな取り組みの一番目に挙げられております、虐待等防止対策推進について質問をいたします。

児童虐待事件は深刻な社会問題になっており、児童虐待防止法が施行され、まもなく10周年となっておりますが、孤立する母親への育児支援の重点課題の1つだと私は認識しております。

先ほど、質問の中にも、新聞記事がございましたので、私も新聞記事をご紹介申し上げたいと思います。

6月4日付の信毎新聞ですが『トイレに中学3年次男11日間監禁』ということで、東京の練馬のようでございますが、今年2月、当時中3の次男を自宅のトイレに、計11日間閉じ込めたとして、警視庁光が丘署は3日までに監禁の疑いで、母親47歳と、父親34歳を逮捕した。同署によると、次男は頭や鼻を骨折している、頭やと書いていますね、鼻を骨折しているほか、全身にあざがあった。角材で殴られたと話しており、二人が日常的に虐待を繰り返していた疑いがあると見て、調べている。逮捕容疑は、2月4日から11日と、同12日から14日、自宅1階のトイレに次男を閉じ込めた疑い。あらかじめ次男に食パンや飲み水、角砂糖を渡し、トイレの外から板を釘付けで打ちつけて、出られないようにしていた。こういう新聞記事がございました。

長野県内5カ所の児童相談所が受けた児童虐待の相談は、昨年、前年比2.5%減の517件、全国では4万件あったそうでございますが、過去5年間で見ると、4年前の599件よりは多少減っておりますが、この数字は数年横ばいの様子でございます。

虐待の内容は、保護の怠慢や拒否、いわゆるいま新聞記事にありました、閉じ込めたり、あるいは食事を与えない、こういう、いわゆるネグレクトというのが189件、36.6%でもっとも多く、次いで身体的虐待、角材で殴る、蹴る、そういうものが183件、35.4%で、合計約7割が長野県でもこの保護の怠慢や拒否、身体虐待に占めております。次いで、心理的な虐待は124件、24%あり、平成

17年度が81件、18年度は103件、19年度は126件、20年度は147件と、ずっと増加し続けています。この心理的虐待と申しますのは、いわゆる言葉の暴力あるいは兄弟間の差別、あるいは無視、こういったものがこの心理的虐待にあたります。で、実際には実母からの虐待が全体の63.4%と、もっとも多く、実父からは123件と続いています。虐待を受けた子どもの年齢別では、いまのはたまたま新聞は中学生ですが、小学生が37.3%で一番多く、3歳から学齢前が24%、3歳未満が17.4%と、長野県児相では報告しております。

平成16年度から児童相談所の窓口を、市町村の窓口でも受け入れるように変更になり、身近な相談ニーズを増加に対しきめ細かな対応をするため、町でも平成20年12月、虐待等防止ネットワーク協議会を保健福祉課を窓口を設置され、児童家庭相談業務の窓口として個別支援を継続的に実施できるように環境づくりをされたとプランには書かれておりますが、具体的にはどんな組織を立ち上げ、窓口の担当者の資格はどうなっているのか、また、その会のメンバー構成と具体的な活動状況実績の数量的なもの、「虐待等」の「等」というのは、どのような内容が含まれているのか、質問いたします。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

虐待等防止ネットワーク協議会がどんな組織かというご質問についてでございますけれども、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待及び配偶者暴力の防止、早期発見、早期対応、その他必要な措置を講ずるために立ち上げたものでございます。従来は保健・福祉・医療・教育・警察などを包括する明確なネットワークがなく、それぞれの担当部署で対応をしてきましたけれども、この構築により、情報の共有と連携を図り、一体的な取り組みを行うことを目的に、平成20年12月設立をいたしました。

次に、窓口職員の資格というお話でございますが、窓口は福祉係で、担当者は一般の事務職員でございます。しかし、保健福祉課には社会福祉主事、社会福祉士、保健師、看護師、管理栄養士、保健士などの資格を有する職員がおりまして、各種の相談や支援に対応できる体制となっております。

次に、協議会のメンバー構成と活動上実績の数量というご質問でございますけれ

ども、協議会は構成組織の責任者レベルで構成される代表者会議と、実務者会議、それから個別支援会議の3層でなっております。構成組織は児童相談所ほか13団体で構成をしております、児童相談所のほかに佐久福祉事務所、保健所、佐久警察署、法務局、佐久障害者支援センター、小諸養護学校、小諸北佐久医師会、民生委員会、人権擁護委員の代表、介護事業所の代表、それから社会福祉協議会、杉の子幼稚園、それから町内学校長会でございます。

平成21年度の活動実績でございますけれども、代表者会議は1回、実務者会議を3回、個別支援会議につきましては、児童に関するものが8回、高齢者に関するものが6回行ってきております。個々のケースごとに必要な個別支援会議を構成いたしまして、継続的な対応をしております。

先ほど東口議員が新聞記事からおっしゃられたように、御代田町でも虐待の種類のには、主にネグレクト、これは保護の怠慢と拒否ですね、あとは心理的な虐待などの事例が多いようでございます。

次に「虐待等」の「等」はどのような内容が含まれるかというご質問についてですが、先にも述べましたけれども、児童虐待、それから高齢者虐待、障害者虐待という虐待にあわせて、配偶者からの暴力、これはDVと言われるものですが、これらの防止及び被害者の保護、DV保護を含むために、この支援を含むために「等」をつけているというものでございます。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） いまのお話で13団体、いわゆる児童相談所につきましても、広域で対応ということで、町にはしっかりした窓口がなかったのが、平成20年度からそういう形でまだ実績あるいは回数は少ないようですけれども、少しずつ対応しておられるようですけれども、聞き及ぶところによりますと、いわゆる児童家庭相談というのは、かつて福祉事務所にもあった。福祉事務所というのは、町村にも条例で設置することができる。最近、生活保護の問題等いろいろ福祉事務所が話題になっておりますが、いわゆる社会福祉法第14条の第3項にそういう項目があるわけですが、その辺の分野の今後について、町のお考えを伺いたいと思っております。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

東口議員のおっしゃりたいというか、お聞きになりたいのは、町で福祉事務所を設置することがあるかどうかということかと考えます。

社会福祉法第14条に規定されている福祉事務所とは、福祉六法、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、それから育成または更生の措置に関する事務を行う第一線の行政機関というような形で規定されております。これはこの福祉事務所につきましては、県または市につきましては、設置が義務づけられた状況でございます。市町村の場合には『任意で設置をすることができる』とする、「できる規定」でございます。

全国的に調べましたところ、近畿から広島、島根など中国地方、近畿地方、中国地方の町村で、31町村が福祉事務所を設置しております。しかし、長野県内では町村での設置の事例はございません。また、一部事務組合や広域連合でも福祉事務所を設置することができるようになってございますけれども、佐久広域ではそのようにはなってございません。児童福祉の分野で、市町村は児童家庭相談機関として、1つ目として、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実状の把握に努めること。それから必要な情報の提供を行うこと。それから家庭その他からの相談に応じて必要な調査及び指導を行うこと、というようなふうに規定をされておりますけれども、御代田町虐待等防止ネットワーク協議会は、児童福祉法第25条の2に設置が明記された、要保護児童対策地域協議会をも兼ねた協議会になってございますので、町では福祉事務所を設置する必要は、単独で福祉事務所を設置する必要はないと、こんなふうに考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 2点目として、放課後児童クラブについて伺いたいと思います。先に述べました計画策定時から5年間、その定員増を考慮されていないようですが、実態はどうであったのか。保育園入園児の減少からそのように検討されなかったのか、後で触れる後期計画では、45人の定員増の目標を立てられておられます。また、障害児の受け入れも実施しているとありますが、生涯の状況や人数等は、その実績がどのようになっているのでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それではお答えいたします。

前期計画において、放課後児童クラブの定員を150人から200人に増員することを目標に掲げておりました。過去4年間の登録者数で、3館の平均は、長期休みのみの登録者も含め、平成18年度が48人、19年度59人、20年度62人、21年度68人で、平成22年度の4月は、3館平均66人の登録児童がありました。通常1日の平均利用者数は34人程度ですが、長期休みには平均40人くらいの利用者がございます。平成18年度を除いて登録児童は定員を上回っていますが、保護者が安心して就労するためと、子どもの安全確保のために、できるだけ受け入れをし、待機児童をなくしてきました。なお、定員については、御代田町児童クラブ運営要綱において、50人以内とされ、現在もそのままで変更してございませんけれども、前期計画にて運用してきた実績のとおり、受け入れについて可能な限り柔軟に対応していきたいと思っております。

また、目標を195名とした理由は、現行施設の中での物理的受け入れ可能な目標といたしました。後期計画の中で、定員を45人増やす目標につきましても、1児童クラブで15人、3児童クラブで45人を増員したいと考えております。現在、50人の定員ですから、今後65人の定員にしていきたいということで計画いたしました。

放課後児童クラブガイドライン、厚生労働省通知でございますけれども、これによりますと、規模としては40人程度が望ましく、最大70人とうたわれております。理想の40人では待機児童が出てまいりますので、65人と掲げたところでございます。なお、障害児の受け入れにつきましても、東原児童館において知的障害者を平成21年度2名受け入れ、本年度は1名の受け入れをしております。また、大林児童館において発達障害児を今年度平成22年度でございますけれども、2名受け入れてございます。障害児については、加配の職員を配置しております。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 次に、子育て家庭への支援状況に32人の児童委員の相談活動が報告されております。その主なものに先ほども取り上げました児童虐待や不登校に関するものが挙げられております。その担当者の専門性に午前中というんでしょうか、町長からも全体的なものを各職員に経験させたいというお話がございましたが、

虐待ということで申し上げますと、医師や看護師、教師や保育士には、その通告義務が課されておりますが、児童委員、民生委員にはどうなっているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） ご質問は、あれですか、その児童民生委員の通告義務でございませうか。

○6番（東口重信君） そうです。

○保健福祉課長（土屋和明君） 当然のことながら、通告の義務はございますので、届出ないしは対処をするという形の状況にはなっております。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） なぜそのようなことをお聞きしたかといいますと、先ほどもちょっと申し上げました、いわゆる専門性というのでしょうか、先ほども協議会の方には各種の人たちがかかわっているというわけですけれども、実際の窓口として32人の方が各現場でお受けすることについては、もちろん、そちらへつなげるという業務が最大の業務で、ご本人自身がカウンセリングをしたり、直接問題解決にあたっていらっしゃることはないだろうと思うんですけれども、ただ、いま申し上げ、お尋ねしてご回答があったように、通告義務があるということは、その辺の分野についていわゆる関連が深いと、こういうことで、今後是非そういうことの一番の窓口、相談活動として、民生委員、児童委員が携わっておられるとするならば、研修会等大変重要なテーマになってくるんじゃないかと思われましたので、ちょっとお尋ねさせていただきました。

次に、先の定例会で、公明党が昨年11月に介護総点検運動を実施したことはお話しいたしましたけれども、引き続きこの2月、子育て悩み相談総点検を、長野県で実施いたしました。県内1,255名のお母さん方よりアンケートがあり回収され、そのうち子育て悩みの不安やそういうものの相談は、地域や行政の相談窓口を利用されている方は21.2%の266名で、5人に1人は行政のそういうところを利用している。しかし、76.9%の960名の方は「いいえ」と回答しています。その「いいえ」の回答の中身として、約半数、466名が、必要はないからだ、子育てには悩んでいるけれども、行政のお世話になる必要はないと、こういうふうに回答がございましたが、そうした情報がなかったもので知らなかった、行政に

そういう窓口があることを知らなかったという方が29%、278人の回答がありました。また「行きづらかった」、行政の窓口や民生委員やその他の方に相談するのが、行きづらい、話しづらい、こういう方が17%の159名おいでになって、約8%の70人の方は「行っても役に立たない」「無駄だ」、こういう回答があって、4分の1の方からの回答がございました。先ほどの関係とも含めまして、子育て支援の中で、やはりかつて、前々回でしょうか、町長にもお尋ねしましたら、この議場で討論することで意義があると、そんなに興奮しなくてもいいじゃないかみたいなことを、子宮頸がんのお話の中にありまして、今回も、もし私が町長にこのことを聞けば、ここで討論したことに意義がある、こういうご回答を得られるだけかなと思いましたが、あえて町長には、後で伺いますが、この場では伺いません。

次に、教育委員会では不登校児童生徒への拠り所として、ライフルーム、いわゆる中間教室を設置しているということが書かれていまして、前期計画では実績として効果を上げているようでございますけれども、その後、そのケースはどうなっているかを教えていただきたいと思えます。

○議長（柳澤 治君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） 中間教室についてということでございますから、これまでの取り組みについて説明をさせていただきます。

この中間教室は、平成13年、中学校の西側にありました教員住宅を改造し、学校に来られない、教室に入れない生徒の拠り所として、14年度から中間教室を開設し、指導講師を1名配置し、生徒の支援を行っております。取り組みの進め方としましては、家庭に閉じ籠もりがちな生徒、教室に入れない生徒に対し、家庭訪問を重ね、きめ細かな相談に応じたり、登校する時間を夕方からというような、時間をずらしての登校を進めたりと、中間教室に目を向けさせるきっかけをつくり、週に1日でも1時間でもよいので登校を促し、教師や中間教室に通う生徒との交流を中心に進め、次の登校日を約束をいただく。次に、週に2日から3日の登校、1日に2～3時間の登校を促し、他の先生との交流や学習を行い、少しずつ中間教室での学習や家庭での学習を習慣づけ、特別支援学級との交流や現学級での授業への参加、各種行事への参加を促し、一緒に給食を食べたり、清掃活動、農業やものづくりの体験学習など、地域との交流を行うなど、通う日数、時間を増やし、毎日の登

校につなげていくということで、学校に来られない、クラスに入れない生徒すべてが、このとおりになるとは限りませんが、きめ細かな相談や支援を行い、中間教室の生活を経て、やがてクラスに戻る生徒も出てきており、徐々にではあります、成果が表れてきていると考えております。

このように、中間教室では、個々の生徒に寄り添う形での対応や相談に応じ、最終的にはクラスに戻れるよう支援をしております。これは、中間教室の指導教師が対応しているだけではなく、担任、心の相談員、学習支援員などもかわり、全校体制で生徒に対する共通理解を含めながら、協力し、対応をしているところであります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） いまもお話ありがとうございました、心の相談室と申しまししょうか、いわゆる心理的な悩み、教育にかかわる支援をすべていただいているようですが、その心理相談事業の利用状況について伺います。

○議長（柳澤 治君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） 心理相談事業についてということでございますから、説明をさせていただきます。

心理相談員は『エコールみよた』に1名配置しており、水曜日の午後、『エコールみよた』の相談室で各種相談に応じております。それから『エコールみよた』の相談室でのほかに、毎週月曜日、火曜日、金曜日の午後、南小学校に、水曜日の午前、木曜日と金曜日の午前に北小学校に出向き、相談にも応じております。

過去5年間の相談実績ですが、平成17年度が316件、18年度が355件、19年度が395件、20年度が280件、21年度が240件と、多くの相談に応じております。相談は1回で終わることもあれば、継続して応じることもあります。相談件数が減少している状況ということは、この相談事業による効果が表れているのではないかとこのように考えております。

学校における相談内容では、学校生活、家族や対人関係、自分自身のことについて、児童生徒からの相談、保護者や担任からの相談などがあります。この相談事業は、生活面、学習や進路面、交遊関係などの悩みを持つ児童生徒の訴えを聞き、話を聞くことにより、安心や理解を得たり、本人、保護者、教職員を含めて方策を探り、解決につなげていきたいとして対応しております。また、必要があれば家庭訪

問をし、保護者や児童と面談、相談にも応じ、支援を行っております。この相談事業の効果としては、すぐに結果として表れることもありますけれども、学校、家庭、本人とのかかわりや心理面を専門的に分析し、関係者につないでいくことで、予防的な側面と関係者相互の理解と協力が深まるものと思っておりますので、継続して進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 隔月の『やまゆり』に、担当者の方が心のやすらぎという文章を書いておられまして、毎号というんでしょうか、隔月、楽しみにして読ませていただいている愛読者の私は一人でもあります。

さて、次に、平成22年度から26年度の後期行動計画について伺います。

先ほどもお聞きしました、ライフルームの今後の展望、先ほどもちょっと触れられましたけれども、利用状況等もございましたが、数が減っているのは効果があったからじゃないかと、こういうお話にもございましたが、先ほどのアンケートの中でも、行きづらいとか、行ってもしようがないとか、そういう、これは御代田町ではなくて県全体での数字ですけれども、その辺のことを踏まえて、今後のその辺の努力というんでしょうか、啓蒙についてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議長（柳澤 治君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） 後期計画の中でのライフルームの展望はいかがかということではありますが、現在新しい中学校校舎を建設をしております。中間教室についても学校敷地内の西側に建設する予定であります。ひだまりプラン21の後期行動計画においても、学校に来られず、家庭に閉じ籠もりがちな児童生徒の拠り所として設置し、今後も専任の担当職員を配置し、来訪する生徒の支援を行いますとしており、先ほども申し上げたとおりですが、個々の生徒に寄り添う形で支援し、最終的には学校に、そしてクラスに戻れるような支援を継続して行いたいと思っております。これは中間教室だけの取り組みではなく、学校全体の取り組みとして不登校や悩みを持つ生徒に対する相談事業や、登校に対する支援、働きかけもあわせて取り組みを進めて、支援していく考えであります。

また、知らないのではないかというようなお話もございますけれども、広報『やまゆり』の中でも心理相談員の記事も載せてございますし、心理相談員よりという

ようなことで、町民に向けての広報は行っておりますけれども、引き続き町民の皆さまにお知らせするような形で広報はしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 一昨年、長野県教育委員会が、いわゆる不登校者数を市郡別で初めて公表したのは、ご承知かと思いますが、病気や経済的理由以外で年間30日以上、長期欠席した児童生徒数です。同じ時期の文部科学省が発表した速報値で、小中学生1,000人当たりの割合は、長野県全体で全国第2位、小学校だけに限りますと1位である。こういう数字が発表され、長野県教育委員会は長野県教育の危機であるとして、その数値を発表に踏み切ったようでございます。

ちなみに、北佐久郡、いわゆる御代田町、軽井沢町あるいは立科町の小学校では16名、在籍比0.65で、発表された県内33のうち第6位を占めております。小諸市では15名、佐久市では39名で、長野市の99名が人数では一番最多のようで、一番在籍比では安曇野市が不登校児童が多いと、こういうことで、全国で言いますと県は0.50、全国比は0.32ですから、かなり長野県のいわゆる不登校児が多いということがこの中から読み取れます。

中学では、北佐久郡は38名、在籍比3.43。小諸では2.52の33名、佐久では3.66で110名。人数では長野市の408名、3.97が最多で、在籍比では岡谷市の5.08、76名であるとも報告されておりました。

この数値の公表に対しては、さまざまな意見があったようでございました。例えば個人情報公開にあたるので非公開にするようにとかいう意見もございましたが、この数字に対して町ではどのようにお考え、また対応されてきたのか、伺いたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） それでは不登校児童生徒に対してということでございますけれども、申しわけございませんが、各学校間の個別の数値については、申しわけございませんが、控えさせていただきたいと思っております。

町の状況としまして、やはり小学校より中学校での数値が高いというような傾向がございます。これは小学校6年生から中学校1年生にかけて、学習環境や学習に対するギャップに適合できない生徒の割合が増えることによるものと考えており

ます。その対応としまして、平成20年度から、中学校の数学と英語の教科担当の教師によります小学校6年生への出前授業の実施や、中学校はどんなところなのかを理解を深める取り組みとしまして、6年生が中学校の授業参観を行うなど、中学校生活に対する不安を取り除く取り組みも進めております。

不登校児童生徒は、友人関係や親子関係によるもの、それから部活動によるもの、家庭環境の変化、体調不良や精神的な不安定、学習面での不安など、不登校の理由はさまざまであります。これら児童生徒には、担任などが家庭訪問をし、保護者、児童生徒本人と面談し、相談を重ね、学習や学校の様子を伝えたり、学校に来られない、クラスに入れない児童生徒には、相談室や中間教室への登校を働きかけたりしまして、通常の学校生活が送れるよう、個々においた支援を行っております。不登校はどの子にもいつでも起こり得る問題として、不登校にさせない取り組みも必要と考えております。児童生徒が一日の大半を過ごす学校生活では、学校、学級が安心できる居場所であり、笑顔で語り合える友だちや教職員の存在が欠かせません。学ぶことの楽しさが味わえる授業や、わかりやすい授業づくりに努め、児童生徒の立場に立った学校づくりを行うことが重要であり、日頃から保護者、児童生徒の声に耳を傾け、寄り添うことが大切であります。そして、いかにその傾向にある児童生徒を早期に発見し対応できるかが、新しい不登校を生まないことや、問題を深刻化させないことにつながり、適切な支援を早期に行うことが重要と考えております。そのため、教育委員会では、小学校に町費の講師や学習支援、心理相談員などを配置し、対応しております。不登校児童生徒の背景はさまざまであり、一人ひとりに対する継続的な支援が求められていますので、今後とも相談体制を充実させ、クラス担任や学習支援、他の教職員とも連携し、不登校児童生徒に対する支援を継続して取り組んでいく考えであります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） いまのお話は総論的で、だれもが納得されるお話かと思いますが、最大の教育環境というのは、教師自身、今日の午前中も町職員の資質の問題が出ましたけれども、やはり教員の資質、長野県の教員の資質が悪いと、これだけでは判定はできませんけれども、断定はできませんけれども、今後も小学校、中学校、もっと言えば幼児教育のいわゆる教師の資質の向上に、町としてもいろいろな形で努力していただければありがたいと思います。

それでは、先にも触れました放課後児童クラブについて伺いたいと思います。

先般、上田市で4月に開設したばかりの、花桃の里武石児童館子育て支援拠点施設『ふれんず』に研修に行つてまいりました。合併前約4,000の町であったようでございますが、その対象人口4,000人に対して、建物延床面積512㎡、平屋建ての地元産の木材を使った、屋根は銅板葺きのすばらしい建物でございました。また、床も床暖房で、冬も十分対応できる。小学校のすぐ隣にありまして、児童館は2名の専任と5名の非常勤職員、学童クラブは1名の専任と5名の非常勤職員で運営されているようございました。事業費は1億5,700万円余りかかったようですが、いわゆる合併特例債で、市費としては1,500万円余りでつくったと、こういうお話でございました。ここでも土曜日、日曜日は休館でしたが、障害児はもちろんのこと、バリアフリーの建築でしたし、乳児から高校生までを対象にしているとのことでした。ちょうど当日も小学校の遠足から帰ってきた子どもたちが、喜々としてこの『ふれんず』に子どもたちが集まっておりました。

ひだまりプランの進捗状況の中でも、小学校4年以上の高学年のニーズの声が多いとありました。後期計画ではそれに対してどのように対応するのか、また、休日等への支援もどう進めるのか、それはいつ頃からか、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

武石児童館の視察をされまして、高校生までが利用対象者となっていることに関しましては、御代田町につきましても児童館の利用は18歳未満と定めてございます。これは、児童福祉法において、児童と定めている年齢のものです。4年生以上の高学年の児童クラブ利用の対応につきましても、放課後児童クラブの事業の目的が、共働き家庭など留守家庭の、おおむね10歳未満の児童が対象となっていることから、低学年を対象に御代田町は実施してまいりました。しかし、希望があれば、可能な限り4年生については受け入れをしていきました。高学年の受け入れにつきましても、後期計画で検討し、実施できるよう取り組むと掲げています。アンケート結果では、保護者のニーズが全体の50%と、高いわけですが、現有施設での受け入れは、施設の面積からしますと困難であることから、児童館、児童クラブの機能について十分精査したうえで、児童の放課後の活動場所として、また、安全な居

場所として活用し、実施していくことができるか検討していきたいと考えております。また、休日等の支援につきましては、長期休暇は児童クラブを既に開催しています。なお、休日保育は今後保護者のニーズを見ながら検討してまいりたいと思います。

子育てはあくまでも保護者にもっとも重要な責任があり、町や地域の人、事業主等が肩代わりできるものではございません。子育て家庭の支援をしていくことですから、社会情勢が大きく変わっていても、子育ての最大の責任は親であること、子育ては親育てでもあるという、基本的なことを保護者が認識し、理解を十分していただいたうえで、育児の負担、子育てと仕事の両立の負担、核家族で相談できる人のいない不安等、保護者が保護者としての責任を全うできないことに対して、支援をしていくことが必要でございます。そのため、支援については十分検討する必要がございますので、現在は具体的にはなってございません。以上です。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 町長の選挙公約の中で、何番目かに現実を把握してから財源を示して、できるものから随時実施していくと、こういうお話がございましたが、いまのお話ですと、どうもいつ頃からなるのかどうか、『みよたっ子育成ひだまりプラン21』の推進のための中心拠点となる子育て支援センターの建設に対しましては、先年の9月の定例会で町民課長からも前向きな回答があり、具体的にプランの保育等サービスの目標事業要領の中にも『新設』とはっきり書かれておりますが、町長、いつ頃その経過がはっきりするのでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） ご質問の子育て支援センターの建設ということですが、このことにつきましては、現在、町の計画としてはつくと、つくっていくということになっておりますが、まだその具体的な内容については煮詰まっていない、というか、いろいろな条件をクリアする必要がありますので、いずれにしても、つくるという計画に間違いはありません。

それから、現在、例えば児童館というものが18歳までの、高校生までですか、を受け入れるということに法律的にはなっておりますけれども、御代田町でも利用者が非常に多くて、施設的には対応できないというところに一番の問題があると考

えております。現在、こうした高学年のお子さんをお持ちの方々から、放課後児童クラブの要望が出ております。これにつきましては、これは私の考えですけれども、当面、夏休みや冬休みの長期休暇にどのように対応できるかということで、やはりこうした事業も、母親といいますか親にしてみれば、それを要望する期間というのは非常に短いということがありまして、しかし、事業というものは、継続性が必要ですので、そんな点も含めて継続できるような、持続可能な方法というものを模索していきたいと考えております。現在のところは、先ほど申し上げましたように、夏休み・冬休みの長期休暇について対応していくということで、いま考えております。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） いまの子育て支援センターの建設につきまして、昨年の9月定例会で、用地の確保ができれば、町民課長の方からニーズの状況を見て建設の前倒しについて検討していかなければならないとお答えしたところでございます。この特に用地につきましては、関係機関のいま調整が進んでおりません。また、まちづくり交付金事業が平成26年度まで予定されておりますので、特に時期的なことは現段階では申し上げられないこととお答えいたします。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 前の議員の質問にもございましたが、あと、町長は8カ月の任期を残しておられまして、今のお話ですと、このひだまりプラン21の推進については、あまり光明が見いだせないと言いましょうか、進まないような感じでございますけれども、いま財源の問題、町民課長からもお話がございましたけれども、先ほども申し上げました、町長は選挙公約の中で、現状を把握してから財源も示して、できる限り実施したいと、こういうふうに言っておられる諸問題の中で、集団給食といいましょうか、自校給食がだめになったとか、いろいろなことがございますが、この辺のプラン21の推進につきましても、最後にもう一度町長から、あと8カ月で、具体的にどういうものが実施されようとされているかをお聞きしたいと思えます。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いずれにしても、行政というものは計画行政ということですので、現在、先ほど町民課長が答弁がありましたように、この施設についてはつくるとい

うことで、いろいろなその土地の問題、いろいろご提供いただけなかったり、いろいろありまして、それからこの施設をつくる場合には、場所という問題も重要な要素になるかと思っております。そんなことで、現在、長期振興計画後期計画を作成しておりますので、当然その中で計画的に進めていきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 以上で、質問を終了いたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告3番、東口重信議員の通告のすべてを終了いたします。

通告4番、仁科英一議員の質問を許可いたします。

仁科英一議員。

（3番 仁科英一君 登壇）

○3番（仁科英一君） 通告番号4番、議席番号3番、仁科英一です。

今回の一般質問では、新学習指導要領対応の実施準備状況についてと、御代田町の人口増対策の推進についての2点についてお伺いいたします。

まず最初に、来年度より完全実施される小学校の新学習指導要領の準備状況について伺います。

日本の公的教育は、1990年代の後半に、知識偏重の詰め込み教育からゆとり教育へ大胆に舵を切りました。教科の内容を厳選し、それにより生じたゆとりを体験活動重視の総合学習に振り向けてきました。ねらいは生きる力をつける、つまり、子どもたちが自ら学び、考え、主体的に判断する力を育てることにありました。このゆとり教育を巡る巷の評価は散々であり、国際学力調査で日本が成績順位を下げたことを引き合いに、学力低下の元凶とまで言われてきました。来年から小学校の完全実施になる新学習指導要領では、早くもゆとり教育は一気に後退するようです。授業時間数、学習内容ともに、大きく増えると言われていています。ただし、『生きる力を伸ばす』は、新学習指導要領でも要領の理念とし、引き継がれてきています。変化の激しい時代、子どもたちが自ら学び、問題解決にあたる力を身につけることが、未来を切り開く鍵になります。これは先進国に共通する認識であり、知識の押し付けだけでは育たないのが学力であると考えられているからです。そこで、まず最初に、教育目標、理念について伺います。

教育長が昨年の12月の定例議会で言われていた、町教育委員会の教育重点、人間力向上と、文部科学省の教育理念、生きる力、これをつけさせ、また伸ばしていく、これらは同じものなのか、異質なものなのか、まず問います。国の教育理念、生きる力と、町の教育重点、人間力向上との違い、及び町教育委員会としてこの2つをどのように位置づけ、そしてどのように体系づけているかを伺います。

○議長（柳澤 治君） 高山教育長。

（教育長 高山佐喜男君 登壇）

○教育長（高山佐喜男君） それではお答えいたします。

議員ご指摘のように、平成23年度から新学習指導要領が小学校では全面実施となるわけです。そこで、生きる力と人間力向上についてでありますけれども、12月議会においてもご説明しました体系図をもとにご説明しましたけれども、人間力向上という重点目標は、新指導要領完全実施を前に、教育基本法などを参考にして、作成したものであります。平成18年に改定になった新教育基本法の第1条では、教育の目的について次のように述べております。『教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない』ということは、ご案内のとおりであります。その教育基本法の第2条では、教育の目標について書いてあるわけですが、『教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする』として、5つの内容を示しています。かい摘んで、これは長い文章ですので、かい摘んで言いますと、1番は、知識と教養、真理の追究、豊かな情操、道徳心、健やかな身体を養う。2は、個人の尊重、能力創造性、自主自律の精神、勤労の精神を養う。3が正義と責任、男女の平等、自他の敬愛、協力、社会参加等寄与をする態度を養う。4番が生命尊重、自然愛護、環境保全に寄与する態度を養う。5番が伝統と文化、わが国と郷土を愛する、他国を尊重する、国際平和に寄与する態度を養うという、この5つになっております。

この5つの下にまだ学校教育法とか学校教育法施行規則とか解法があるわけですが、さらにその下に、実は学習指導要領が位置づけられているわけです。

その学習指導要領の第1章、総則の第1に、教育課程編成の一般方針として3つが注目されています。3つです、今度は。その中の第1番目として、生きる力という文言が出てくるわけです。これもちょっとせっかくの機会ですから、一部省略し

ながら読んでみますが、1として、学校の教育活動を進めるにあたっては、児童に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能、思考、判断力、表現力、主体的な態度、個性を生かす教育の充実と、この後ですが、大事なところなんです、家庭との連携を図りながら児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない、というふうに1番に初めて生きる力というようにあるわけです。2番はちなみに道徳教育について触れています。3は体育、健康について触れております。

いま申しましたように、特に今度の新しい指導要領では、家庭と連携して学習習慣を確立するということは見逃せないところなんです。この人間力、御代田町で考えている人間力と生きる力ということですが、実は人間力の中身として、3つに集約してまとめてあります。いま述べてきた教育基本法や指導要領、そういうものの内容を3つに集約してまとめてあります。よくお聞きいただくとわかるのではないかと思いますけれども、人間力の中身は、1として、個として前向きな、個人としてですね、個人として前向きな意志・意欲と自立性を備え、共同・連携をし、問題解決を図り、他を尊重して共感して生きていける力。特に共同・連携をしてというところは、町も大きな方針、理念にもあわせてあります。2番は社会のルールや規範がわかり、順守し、より良い社会を形成する主体者として、責任と義務を果たす力。3つ目として、歴史や文化、伝統を受け継ぎ、その成果を受け取め、豊かな文化の形成に向け、創造的に生きようとする力。この1、2、3を人間力の中身として集約したわけですが、先に述べてきたようなことをこの3つにまとめてあるということは、おわかりいただけたのではないかなと思います。

このようにして、教育基本法から受けた内容について、御代田町としては人間力向上というふうにまとめてきたことは、体系化につながっているのではないかなと、そのようにお受けとめください。

まず、もう1つ、体系化という場合のもう1つの側面としましては、いま言ったのは内容としての体系化でしたが、もう1つの側面としては、システムにおける体系化という問題があると思うんですけれども、この12月議会で説明した重点施策の体系図に示したように、各係や学校などが人間力向上につながるそれぞれの授業を工夫・計画し、連携を図りながら推進していくことがそのシステムにおける体系化につながるのではないかなと、そのように思っております。新たな体系をつくら

なくも、向かっていくところが1つである、そこがシステムにおける体系化としては大事ではないかなと思っております。

議員ご指摘の、子どもたちが自ら学び、問題解決にあたる力を身につけさせることが、未来を切り開く鍵になる、そして知識の押し付けだけでは育たないのが学力であるというお考えは、私としても大賛成であります。その意味では、人間力をつけることが、学力をつけることや生涯学習時代の生き方としての基礎・基本となりますので、今後とも人間力向上に向け取り組んでまいりたいと、意を強くしたところであります。よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 仁科英一議員。

○3番（仁科英一君） いずれにしても、知力・学力が身につけていなければ、今後ともどうしようもない話であると考えます。日本の子どもたちは、かつてない人口の減少、低成長、この時代を生き抜いていかなければなりません。その時代を力強く生き抜く、生きる力と人間力向上を十分に身につけさせ、実効ある教育行政に尽力していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、教育指導内容についてお伺いします。

ゆとり教育では、基礎的・基本的な内容の基礎知識教育を重視してきたと考えますが、新学習指導要領では、確かな学力の育成として、知識を活用する力を重視していると言われてはいますが、知識を活用する力をつけるには、課題を考えたり、文章や図、グラフに表したり、発表や討論をし合ったりと、多様な内容の授業が多くなってくると考えられます。来年に迫った新要領に伴い、その準備状況として昨年より一部教科の時間増、授業内容の検討、研修等の対応を行っていると思いますが、教育委員会、学校の先生方、日夜準備に忙しい日々であると推察します。そこで、教育長にお尋ねします。

新学習指導要領の移行に向けての準備状況、また問題点があるようでしたら、それは何か、その解決策は、これらについてお伺いします。

○議長（柳澤 治君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） それでは移行準備についてお答えいたします。

実は、移行というのは、平成21年度から22年度の2年間にわたって移行措置が実施されています。御代田町の小中学校では、変更される指導内容について順次移行を行い、完全実施に備えての教育活動を実施しております。移行期間中に何を

しなければならないかは、文科省や県教委からの移行期間中のカリキュラムの例示や指導また研修などもあり、移行期間中に学び残しがないように、計画的に教育活動を行っております。また、移行期間中に必要になる備品等教材などについては対応をしております。そのようなことで、移行準備は整っているというふうに私どもは考えております。

○議長（柳澤 治君） 仁科英一議員。

○3番（仁科英一君） 学校教育はもともと知識の教育であると考えます。これに加え、徳育、体育、食育等がありますが、学力向上を疎かにした学校教育は考えられません。入学選抜制度が存在する教育制度ですので、学力向上を重点に、徳育、体育、食育とのバランスの取れた学校教育を望みます。

次に学習指導要領では、授業時間数の増加に対するの対応について伺います。

新指導要領では、1年間に最低限行うことになっている標準授業時間数が、各学年ごとに850時間から980時間で、現行の指導要領より学年によっては35時間から70時間増えているといわれています。教科書のページ数も増加し、現行の教科書に比べ、全体では25%増となっていると聞いています。特に理科では37%増、算数では33%増となっているようです。しかし、週5日制は変わらず、1日の授業時間も高学年で5、6時間という現状から、これらを増やせない状況といわれています。そこで、学校行事を減らしたり、登校日数を増やしたりする対応が必要と考えられる学校もあるようであります。標準授業時間数の増加の対応として、どのように考えているのか伺います。例えば、登校日数を増やす、夏休み等の長期休みを削るとか土曜日を何日か出るとか、または1日の授業時間を増やす、これらの対応をどのように考えているか、お伺いします。

○議長（柳澤 治君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） 大変難しいご質問ですけれども、お答えいたします。

教科書のページ数、授業時間についてでありますけれども、まず初めに、なぜ教科書のページ数が増えたかということなんですけれども、教科書そのものの役割とか考え方が転換されたということにその要因があるわけであります。平成21年3月の教科書の改善についての、文科省からの通知が届いているわけですけれども、そこには『教科書に記述されている内容すべてを学習しなければならない』というのが、私たちが教わっていた時代の教科書です。そういう従来の考え方から3つ変

わっております。

1 番目として『児童生徒の理解の程度に応じて指導を充実する』、2 番『児童生徒が興味・関心を持って読み進められる』、3 番『家庭でも主体的に自学自習ができる』と、大きく転換しました。それに基づいて教科書が編集されています。

いま、来年度から使う教科書の見本が来ているわけですがけれども、ある教科書会社のこれは国語のところですね、こんなふうに書いてありますね。『この本で学習する皆さんへ』、幾つかあるんですけども、まず学習の進め方のページがあります。学習の初めに、こういうことをしましょうということ、そういう学習の仕方を説明しているページ、ほかの学習や生活の中でも役に立つ大切なことがまとめてありますよ、覚えておきましょう、というところもあります。それからCDとかテープなどを使って学習するところですよということも書かれております。それからさっきの自学自習という部分ですけども、学習を広げるしるしです。そこでの学習を自分の生活に引きつけて考えたり、別の材料でもう一度確かめたり、少し難しいことに挑戦したりしましょうと。あとは巻末の学習を広げるの関連ページもありますよというような。それからさらには、これは6年生の教科書なんですけれども、『小学校では学習しない内容です。興味があったら挑戦しましょう』、そんなページも今度に入っているということです。そのように大きく変わったわけです。ですから、いままでは教科書を教えるということだったわけですが、教科書を教えることが目的ではなくて、教科書は教え学ぶための手段となります。教師の側からすればですね。教師の側では、教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるんだと。児童生徒の側からいうと、教科書を学ぶのではなくて、教科書で学ぶというふうに変りました。

この教科書の持つ目的、役割の転換についても、新教育基本法以下の法律で示された、21世紀を生きていく児童生徒にとって必要な資質、能力をつけるための新しい教科書になったものであると言えます。学校の方では新しい教科書下に従って指導法等を工夫していただくように、また、促したいなというふうに思っております。

次に、そのように教科書が変わった、ページ数が増えたということで、授業時間が心配になるわけですがけれども、授業時間の増加についてでありますけれども、議員ご指摘のように、変わりました。小学校1年生で68時間増、2年生で70時間

増、3年生以上で35時間増になりますけれども、文科省では年間35週で計算しております。そうしますと、1週間当たりでどのように変わるのかということですが、低学年では2時間程度、3年生以上で1時間程度の増加というふうになります。ところが、文科省は年間35週で計算しておりますが、例えば北小、ここに北小の教育計画を持ってきておりますけれども、北小ですと、登校日数212日で設定していますので、年間38週取れる、ほぼ38週ぐらい取れるという計算になっています。そうしますと、先ほど言ったように、週に1時間から2時間程度、低学年で2時間程度の増加ということになります。

もう1つ、これはこういうふうに考えるといいかと思うんですけれども、時間増、時間が増えたのでどうするかというときに、低学年、1年生なんかは、特に4時間授業が多いわけですが、それを5時間授業を1日程度増やす。それから3年生以上でも5時間の曜日を6時間にして、それも1日ぐらい設定する。そういうことで先ほど計算した日数、時数はクリアできるというふうになるわけです。

それからもう1つの問題は、何ですか、よろしいですか、続けて。そちらの方から声が聞こえましたが。

それからもう1つの問題ですが、実は学校には集会とか授業ができない時間、それから教科以外で活動する時間等がたくさんございまして、そういうものを全部計算します。そういうものを標準授業時数に足していきます。212日の中でどの程度取れるかというふうにやっていきます。もちろん、標準授業時数は確実にクリアしたうえでですね、そうしますと、北小の例で言いますと、そういう教科で使う授業以外の部分も足しますと、1160時間になります。したがって、余裕といますか、教科以外のところで使える時間が93時間ほど生まれています。6年生の例がそうですけれども、ほかの学年でも大体70から、低学年なんかは120時間ぐらいのそういう時間が生まれております。夏休み等を減らしたりとか、いろいろな工夫が考えられるわけですが、もともと長野県は夏休みなどは短いですし、登校日数も他府県から見ると多く設定しています。それから学校週5日制になるときに、大体行事なども精選してきていますので、標準時間数を確保するには、どの程度登校日数があれば大丈夫なのかということは、経験上つかんでおりましたので、あまり大きな操作をしなくても来年度に向かっては済むのではないかとこのように考えて、町内の3小学校は計画しております。

このように、十分ページ数の増加に対応できるように考えて学校では計画しております。もう既に今年度、それに対応した時間数で進めております。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 仁科英一議員。

○3番（仁科英一君） 教育委員会としては、十分な準備が進んでいるようですが、いずれにしても、中途半端な対応ではなく、子どもたちにしわ寄せの行かないような十分な準備をして、新年度に臨んでほしいと考えております。

次に、全国学力テストの参加・不参加の対応についてお伺いします。

町教育委員会では、毎年実施している全国規模で実施されている民間のNRT学力検査に参加し、それで大変有益・有効に活用しているのですが、文科省が行う全国学力テストには不参加としてきましたが、今年の4月に実施された全国学力テストに、町内で1校がテストが実施され、他の学校は非抽出でテストに参加しなかったと聞いております。町教育委員会は、全国学力テストに関し、このように町内で抽出校・非抽出校が発生することを想定していなかったのか、いずれにしても、私としては、どちらにしてもこのような場合、学校間での不公平を発生させない対応が必要であり、両校とも参加すべきであったと考えます。また、子どもたちにとっても全国レベルの統一テストに参加することは、参加すること自体、テストを受けること自体、より多くの経験を積むことで、これも貴重な学習だと考えます。このようなことはまたあり得ますので、今後の対応も含めて意見をお聞かせ願います。

○議長（柳澤 治君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） お答えいたします。

抽出校については、3月議会で申し上げましたとおり、非公開・非公表となっておりますので、学校名については申し上げられません。

今年度から、抽出方法に変更されたということでもありますけれども、場合によっては抽出されることもあるのかなとは思っていました。30%程度ですから、確率は低いとは思っていましたがけれども。

来年度以降の方法については、いまのところ全然不透明でありますので、何とも言えないわけですがけれども、抽出校があった場合には、その学校のみ実施をして、その結果を参考にして、他校でも指導改善に生かす方向で考えたいなと思っております。12月議会でも申し上げましたとおり、NRT学力検査は町内の3校で4月

に実施し、この6月中旬にはその結果が手元に届くことになっております。小学校1年生を除いて全学年が参加していますし、中学校は5教科を実施しています。このNRT学力検査も、全国との比較もできますので、これからもこれを大切にして指導改善に生かしていきたいと考えております。この方向性は今後も引き続き大事にしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 仁科英一議員。

○3番（仁科英一君） いずれにしても、教育は大人の都合を優先せず、子どもたちにとって最良な対応を常に優先していただくことを今後も要望してまいります。

教育についての質問は、これで終わりにします。

続きまして、御代田町の人口増の対策の推進について、お伺いします。

少子高齢化が進む今日、人口減少、過疎化に悩む市町村が多い中、御代田町は人口が増加しております。これは高速交通網の整備による、首都圏からの流入人口の増加、近隣市町村からの転入者の増加、住宅地としての安価な未利用地が多い等の有利な立地条件に恵まれた要因と、町の行政と町民が、住んでみたくなる魅力あるまちづくりに励んだ賜と考えられます。しかし、町内の大手企業の従業員は、県外、町外出身者が圧倒的に多く、これらの方々の定住先は、かなりの数で近隣市町村へと流れていっていると考えられます。また、一昨年実施した町内企業の従業員に対して、御代田町主要企業従業員アンケート調査を実施したと聞いております。既にそのアンケート結果の分析も済んでいると思われまますので、まずはアンケート結果と分析結果を問います。

また、分析結果を踏まえて、町内企業の従業員の町内定住化に向けての促進対応が必要と考えますが、アンケートの分析結果を踏まえての町の考え方を問います。例えば、行政として企業の従業員の町内への定住化促進を業務とする組織を役場に設置する考えはあるのか。また、そこで町内の不動産業者、建設業者、宅建協会等とタイアップし、町が住宅建築の強力な斡旋等を行ったり、または町の他の市町村より御代田町の優れた住みよさに対しての行政サービスの優位性等をアピールする広報活動を積極的に行い、これらに対応し、いままで以上の積極対応が必要と私は考えますが、町の考えを問います。

○議長（柳澤 治君） 武者産業経済課長。

（産業経済課長 武者建一郎君 登壇）

○産業経済課長（武者建一郎君） お答えをいたします。

平成20年度に実施した御代田町の主要企業従業員アンケート調査でございますが、これにつきましては、第4次長期振興計画の超長期目標でございます、2万人公園都市構想を、より効率的に推進するための資料として、ミネベア㈱、シチズンファインテックミヨタ㈱、それからシチズンマシナリー㈱の3社に、通勤時間、御代田町への移住希望、それから御代田町での不動産の購入予定、それから町の制度や観光面での認知度等18項目についてアンケート調査をいたしました。1,890人から回答をいただきまして、この結果につきましては、昨年3月の議会の町民建設経済委員会に報告し、その後、それぞれの企業に報告したところであります。

おおまかな調査結果につきましては、「現在の住居はどのような形態ですか」という問いに対し、「持ち家」が74%、「社宅・賃貸住宅」が25%でした。また、通勤時間については、「60分未満」が98%を占めております。住所を見ますと「佐久市」「小諸市」「軽井沢町」で58%を占め、町内については29%でした。さらに、「住宅の建築や賃貸するなどして御代田町へ移り住みたいですか」という問いに対して、「移り住みたいと思わない」が68%を占め、「移り住みたいと思う」と回答した方はわずか3%でした。「移り住みたいと思わない」方への理由を聞いたところ、「現在住んでいる市町村に不便を感じていない」が55%、「町外に住宅や土地を所有している」が26%を占めております。また、住宅や土地を購入する予定のある方で、「購入場所はどこですか」という問いに対しては、「町内を考えている」方が20%、「町外を考えている」という方が45%、「土地等の取得価格の条件で考える」方が34%という結果になりました。このことから、交通網の整備や生活圏の拡大、インターネット等の普及、生活形態の変化により、現在住んでいる市町村に不便さを感じていない結果と思えます。しかし、住宅の建築や土地の購入に関しましては、条件次第では町内外を問わないと回答された方が34%おります。

また平成21年度に、企画財政課で行った御代田町の第4次長期振興計画後期基本計画策定にかかわるアンケートでは、町内在住の20歳以上の男女のうち、性別や年代、地区ごとの人口バランスを考慮したうえで、無作為に1,000人を抽出して、「御代田町は住みよいと思いますか」という問いに対して、「住みよい」が12.6%、「まあ住みよい」が37.5%で、約半数を占めております。また、「普

通」が31.8%で、約80%の方が住みよさについて御代田町に対しては一定の評価をいただいているというふうに考えております。

ご提案いただきました、町として企業従業員の定住化業務を専門とする組織を設置することは、現段階では難しいと考えております。

次に、土地やアパート等の情報をということでございますが、土地やアパート等の情報につきましては、企業の食堂等、従業員の皆さま方の目にとまる場所に、町内の不動産業者、建築業者、宅建協会等の情報を既に張り出していただいております。

次に、広報活動でございますが、第4次長期振興計画後期基本計画の策定のためのアンケートもまとまりましたので、町の子育て支援等の制度を含め、住みよさや行政サービスの優位性を更にアピールできるよう、各企業の社内報に情報を提供させていただき、これからも広報活動を進めてまいります。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 仁科英一議員。

○3番（仁科英一君） 行政としては定住化促進の組織は当面考えていないということですが、組織の有無にかかわらず、御代田町にかかわりのある方々に対して、御代田町の住みよさのアピールや町内定住化促進のアピール活動の積極的な推進をお願いしたいと思います。本気の対応でお願いしたいと思います。

また、事前通告してありませんけれども、新築に関する税の優遇措置とか、補助金制度というのは、町にありますか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 清水税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） それではお答えをさせていただきます。

事前の通告はございませんでしたが、わかる範囲でのお話ということで、させていただきますと思います。

いまのご質問のように、定住化に対するところの税のうえでの優遇措置と申しますか、そういったものは、現時点ではございません。ただ、現状の税制度の中で、軽減措置等があるものについて申し上げたいと思います。

固定資産税の関係なんですけれども、例えば御代田町に、これは先ほどの企業の方が御代田町に建てられた場合も当然そうですが、そうでなくて、御代田町に住まわれて、土地を取得し、あるいは住宅を建てられた場合の固定資産税の軽減措置で

ございます。現状固定資産税において、土地においては、その土地の面積、200㎡までは課税標準額を6分の1にする。それからそれを超える部分、例えば500㎡の土地だったとしたら、超える部分の300㎡については、課税標準額を3分の1にすると、そういう軽減がありまして、その2つを足したものに税率を掛けたものが固定資産税の税額となるということでの軽減が1つです。

それから、家屋については、建物の床面積、これが50㎡以上280㎡以下というその範囲の建物については、軽減措置がありまして、その建坪の面積の120㎡まで、その部分について減額をするということで、2分の1に税額がなりますよ。ただし、3年間という限りはありますが、3年間そういった形での減額措置があります。ですから、3年間優遇を受けた4年目からは、また本来の通常の税額に戻るといいますか税額で納めていただくような形になるということです。

例えば建物が100㎡であって、税額が10万円と、簡単な例で申し上げますが、10万円とした場合、120㎡未満ですから、全部対象となるとして、3年間2分の1の5万円の税額になるというような形になります。ですから、4年目からは通常の10万円の税額に戻るといようなことになります。現状、定住化対策という意味ではなくて、固定資産税の現状の中での軽減措置がありますということでございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 仁科英一議員。

○3番（仁科英一君） 税の優遇は御代田町だけではなくて、どこでも共通ということらしいです。ただ、補助金、補助の関係は何も言われませんでした。ないようですので、今後、このようなことも是非考えていっていただきたいと思います。

また、先ほどのアンケートでも、住んでみたくあるかということ、いままで定住したのがまた御代田へというのは非常に難しいみたいですけど、住んでいる方は結構快適な生活をしているようですので、是非他市町村へ新築で家を建てる可能性があつて、他市町村へ行きそうな方は、なるべく町内に引き止めるような政策・アピールを、是非今後ともお願いしておきたいと思います。

次に、企業誘致に関しての町の考え方をお伺いします。

地域経済は、公共事業の減少や観光の低迷等が地域経済の足かせとなる中で、やはり製造業が地域経済を牽引する構図となっているように考えられます。長野県内において、工場立地の実績を見ますと、地域別に見ますと、南信地域が県全体の約

半数を占め、特に新規雇用につながる県外企業の立地は、上伊那地区への立地が多数を占めるなど、地域間で温度差が存在しています。業種別では自動車・電気・情報機器・一般機械・金属等の立地が目立ちます。なお、企業進出が活発な地域ほど、雇用機会が増加し、それが人口の減少を食い止めているように思われます。

長野県における企業の立地理由として、まず首都圏・中京圏と結ばれた交通アクセスの良さ、良質で安価な用地取得が可能、労働力人員の確保が比較的しやすい、工業用水が安定して供給されるなどが挙げられますが、北信・東信地域では、将来的に北陸新幹線の延長により、首都圏と北陸圏の中継点としての価値の高まりや、東信地域では、地震発生の要因となる活断層が確認されていない等が、他の地域より有利と考えられます。これらを踏まえて、長野県では、研究所や研究開発型企業の誘致に向けて、ものづくり産業応援助成金の制度の見直し、拡充をしているようであり、企業が新興国市場の開拓や円高リスクの回避や製造コストの削減を目的に、生産拠点を海外へとシフトが進む中、長野県では県内製造業との連携で、高付加価値産業の集積が期待できる研究所などを誘致し、産業の空洞化を防ぐねらいがあるようです。産業支援機関や県内の大学と連携した企業訪問にも乗り出し、誘致に向けた取り組みを強化しているとのこと。このような状況を踏まえて、町として雇用の拡大、人口の増、町の活性化に向け、県の協力、支援を得ながら、企業誘致に力を入れるべきと私は考えますが、町の考え方を伺います。

○議長（柳澤 治君） 武者産業経済課長。

○産業経済課長（武者建一郎君） 企業誘致ということですが、企業誘致につきましては、県でも信州ものづくり産業投資応援条例を制定して、企業誘致に力を入れているところでございます。その中で、県営産業団地以外で立地する製造業、情報サービス業、自然科学研究所といった法人・個人に対して、さまざまな交付の要綱による助成制度がございまして、内容は、研究所・研究開発型企業の誘致に対しては、投資額3億円、従業員5人以上の企業立地に対して、助成率が15%以内、上限4億円というものづくり産業応援助成金がございまして、現在の経済状況では非常に厳しいものがございまして、生産拠点が海外へとシフトの進む中でございまして、量産型の企業誘致は困難でございまして、研究開発型の企業は、専門的知識も持っており、大学等の研究機関とのつながりも多いベンチャー企業であるので、誘致できれば、農商産学間の連携事業など経済を元気づけるきっかけになると思っております。

ます。

町といたしましては、現在、企業を誘致できる用地を確保しておりません。今後は、県や、また県の東京事務所等の協力を得ながら、進出企業の情報を収集し、立地に前向きな企業があれば、町内の関係各課と協力して、多角的に検討をし、誘致に努めてまいりたいと思っております。

やまゆり工業団地、昭和30年から御代田町は工場の誘致について進めてきたわけですが、やまゆり工業団地につきましては、平成10年に農村地域工業等導入促進法により、5.2ヘクタールを造成してまいりました。この間、シチズンファインテックミヨタに2.8ヘクタール、17年に1.2ヘクタールを日穀製粉に売却してまいりまして、一部用地交渉の進まない土地について1区画を残して売却済みとなっております。また、未買収地についても、今後買収後造成工事をして、シチズンファインテックミヨタ側に売却するというような契約になっておりますので、やまゆり工業団地については、完売の状況でございます。

それから大林工場団地については、もう現在のところ工場の用地はないという状況でございます。

そんな中で、先ほども申し上げましたが、そういうふうに前向きな企業があれば、関係各課と協力して多角的に検討し、誘致を進めてまいりたいと、かように思っております。

○議長（柳澤 治君） 仁科英一議員。

○3番（仁科英一君） 国・県とも、財政が非常に厳しく、地方自治体では、予定していた補助金、交付金等が新聞等によると削られているようであります。このような時代ですので、町の税収増や自主財源の比率を増やしていく施策が、今後重要になってくると考えます。企業誘致は簡単にはいきませんが、地道な努力を今後とも粘り強く実施して、企業誘致に向けた積極的な対応を、いままで以上に粘り強く継続していくことを強く強くお願いして、私としての一般質問をすべて終了いたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告4番、仁科英一議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3時05分）

(休 憩)

(午後 3時17分)

○議長(柳澤 治君) 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告5番、内堀恵人議員の質問を許可します。

内堀恵人議員。

(13番 内堀恵人君 登壇)

○13番(内堀恵人君) 議席ナンバー13番、内堀恵人です。

今回、2件ほどお聞きをしたいと思います。

1件目、都市計画区域指定の見直しについて。2件目、御代田町農業振興地域整備計画について。この2件についてお伺いをしたいと思います。

まず1件目。都市計画区域の指定の見直しについてでございますが、昭和31年に御代田町は合併をいたしました。旧御代田村、伍賀村、小沼村と、3村合併をいたしました。その7年後の38年に、この都市計画区域が指定をされ、施行になっております。あれから47年、現在に至っております。あれから40年という言葉が流行っておりましたけれども、47年というのは、非常に長い期間であります。いま、10年といっても目まぐるしく変わる世の中であります。47年は非常に長いわけですけれども、高度成長時代、またバブル時代を経て、御代田町もその頃から比べると、大きくいろいろなこと、地域地域が変わり、発展もしてきていると思います。御代田町の第4次長期振興計画の中に、都市計画区域のことも書いてあります。それによりますと、昭和38年10月18日に、都市計画区域指定を受け、当時都市計画区域内外の不公平感があり、区域の編入と除外という都市計画区域の見直しについて議論が巻き起こったというような経過も書いてあります。その当時から見ると、47年間、区域が変動しておりません。税の不公平感から、公平感という観点から見ますと、大変なことではないかなと、そのように私は思っております。そこで、質問に入りたいと思いますけれども、昭和38年に都市計画区域が指定され、当時の町の状況、都市計画の目的、経過について、お伺いをいたします。

○議長(柳澤 治君) 笠井建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それではお答え申し上げます。

昭和30年代以降、この高度経済成長に伴いまして、人口の増加、産業が都市に

集中するという急激な都市化現象というのが、日本全国で起きてきたということで、これに伴いまして、都市及びその周辺地域において農地や山林が虫食的に宅地化され、開発されるというような、市街地が無秩序に拡散して、道路ですとか公園ですとか、下水道、そういった必要最小限の都市施設さえ備えていない不良な都市が形成されていってしまうという数々の弊害もたらされることになったという時代が、その当時、急激に発展をしてきた。このような社会的背景のもとで、新都市計画法というものが制定をされたわけございまして、県内においてはその都市計画法に基づきまして市を中心にその都市計画区域の指定というものが始まったという時代だったようであります。

当町におきまして、県の指導を受けながら、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、昭和38年10月、佐久市とそれから当時の臼田町、それと御代田町、この1市2町で一体となる佐久都市計画区域というものに参画をいたしまして、計画区域の指定を受けたということでございます。『都市計画は、その農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと』、これが基本理念となっておりまして、この基本理念を達成するために都市計画法とその他の法令の規制を受ける土地として、当時指定しておいた区域が都市計画区域ということのようでございます。

当時、都市計画としてのその状況と背景といった、それが都市計画の目的、その辺はこのようなことございまして、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） その当時の目的、背景というようなことで、いま課長の方からご説明をいただきました。中心市といいますか、町の中心地区をその区域というようないま話がございましたけれども、なぜ旧伍賀地区がその地域に入らなかったのか、向原は別として、入らなかったのか、そこらのところがわかったら、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 笠井建設課長。

○建設課長（笠井吉一君） 旧伍賀地区、現在外れているということで、なぜ当時外れたのかということでございますが、私もその指定当時、いたわけではございませんので、細かな話といいますか、どういう意味なのかというのを現在調べられた範囲と

いうことで、お答えしたいと思います。

先ほどの基本理念にある、その農林漁業との健全な調和を図りというところ、この辺をやはり踏まえたということのようでございまして、都市計画、それとまた、都市計画区域となり得る、市とはまた別に、町・村、町村の要件というのがございまして、その中に商工業その他の都市的業態に従事する者の数が、全就業者数の50%以上であることということで、これは町全体に当てはまることなものですから、町・村とすれば、御代田町と、その当時の御代田町とすれば、もう50%超えていたということで、都市計画の指定を受けられたわけですが、そういう面で行きますと、当時としてはその旧伍賀地区と旧小沼地区の集落の北側ですね、こういった部分については、やはりその辺も踏まえて位置づけをして、基本的にはその恵まれた自然環境の保護、保全を図り、今後の開発を最小限にとどめ、農業集落の環境整備を推進する地域ということで、それらの地域を除いた中心部を計画区域として設定したという、そんなような経緯があるというように聞いております。そういう意味で行きますと、伍賀地区の方は畑地帯総合整備事業、これは畑総、畑総と言われているものですが、そういった事業を始めとするその農政関係の事業を導入するにあたって支障がないように考えて、都市計画からも外したというような経過もあったようでございます。これもやはりきちっとその辺の経緯を示したものがはっきり残っていないものですから、いろいろ聞き取りを行ったり、古いものを調べて、このような状況なのかなということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いまの経過について、話を聞いた中で、伍賀地区、農業振興という状態といいますか、小沼も同じような形だと、農業振興という形になれば、外れているのは小沼の方の山の方の別荘の方の上の方だよ。そんなことで、本当にちょっと不思議だな。それも47年間本当にこの話があったのかどうなのか、こんなことも聞きたいわけですが、この47年間、本当に都市計画、不満、不公平というような形の中で、このような議論が47年間の中でしてきたのか、そこらのところも、会議、審査委員会、審議委員会ですか、そんなようなものがあると思いますけれども、そういう中で審議もあったのかどうなのか、そこらのところもお聞きをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 笠井建設課長。

○建設課長（笠井吉一君） 長期振興計画ですとか、そういった部分においては、その設定当時、その伍賀地区あるいはその小沼の北側が外れているというような議論があったというふうに書いてありますし、聞いてもいるんですが、ここ近年、全くそのような議論はした記憶が私どもの中ではございませんし、それと都市計画審議委員も、目的といいますか、例えば1つの用途地域のここをどうこうしたいとかということでの開催は、いままでも数年に1回ぐらいはされているんですが、その区域全体の見直しということでの都市計画審議会は、開催されたという記録は今のところちょっとないという状況でございます。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） 私も議会出てちょうど9年、丸9年になりますけれども、こんな話もほとんど聞いていないわけですが、一般質問もほとんど、先輩の皆さんから聞きますと、1回だけだれかしたと。20年か25年ぐらい前ですか、そんな話を聞いております。非常にこれはいろいろ考えると、非常に不公平な感があると、こんなように思っておりますし、また、地域の皆さんに今回こんな質問をするという話の中では、それは是非やってくれと。それはちょっと違う、ほとんど知らない人が多い。小沼地区と御代田地区だけが払っていて、伍賀地区は払っていないというのはほとんど知らない。こんなことも、これから本当に議論をしていかなければ、町側も考えていかなきゃ、いってほしいなと、こんなように思っております。

次ですね、都市計画区域内と区域外の違い。1つは、ちょっと聞いている中では、建築、建物を建てるのに確認申請が要らないということを知っています。その違いがどうなのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 笠井建設課長。

○建設課長（笠井吉一君） いま議員さんがおっしゃいましたとおり、確認申請、それは都市計画区域内は必要ですが、区域外は確認申請とは言わずに、工事届ということで、同じような図面は提出していただくということにはなっております。ただ、建築主事のその審査を受けるということは、確認申請のみでありまして、工事届はあくまでもこういう家を建てますよという申請ということになりますので、それを受理するという、その違いはございます。その区域内では、その建物の用途・構造、

これも一定の制限が加えられるということでご理解をいただければ、確認申請と工事届の違いがわかろうかと思えますけど、それとあと、土地の利用、これも用途地域を指定しておりますので、工場を建てられない地域ですとか病院を建てられない地域ですとか、そういう制限もあるとないとでは違ってきます。それと、私ども都市計画区域を設定する側にしてみますと、税金の話はよくわからない部分もあるんですが、いままで議員おっしゃられましたとおり、これは町というか、首長の政策的な判断になるわけですが、区域内においては事業を達成するために、その都市計画の事業を達成するために、その資金の一部として都市計画税を徴収することができるというふうになっている。これももし徴収、御代田町の場合は徴収していますが、徴収しているのが区域内で、徴収していないのが区域外と。この違いもはっきり出てくる部分だと思います。ただ、この都市計画税というものは、それを使ってその区域内の都市計画のものに対するその目的税ですので、ほかのものには使えないということですので。公園ですとか道路ですとか、そういうものをつくるための税ということでございまして。

それから、指定時において、その街路ですとか公園ですとか、都市施設の計画がそこでされておりますので、それに使う。また、平成元年に計画をされました、御代田町とすれば平成元年、これは公共下水道、これも都市計画事業としての代表的なものでございますので、その区域内でのみ実施可能ということで、都市計画区域内で公共下水道事業は計画されて、やったということでございます。

そういったことでいきますと、この近隣市町村に誇れる御代田町の3つの公園がございます。雪窓公園、龍神の杜公園、やまゆり公園の整備、それから道路でいきますと、町道御代田佐久線、御代田駅大林線、平和台線などの道路も、この都市計画施設として整備をしてきております。伍賀の方にはそういったものは事実的にはできないということでございますので、この都市計画税を使うことはできない。そういうことで区域内と区域外と違いがあるということでございます。

あと、この特に社会資本整備に欠かせない、下水道につきましては、都市計画区域内外を持つ町村の利点として、私どもの町は区域内は国土交通省所管の公共下水道、それから区域外の草越・広戸については農集排、それから豊昇・面替については厚生労働省の個別排水処理施設整備事業というように、分かれて並行してやってこれたので、早い時期に90%を超える普及率も達成できたということも、これは

いまになればそういったような部分でも有利な点があったのかなというふうには考えております。

それと、先ほどもちょっと申し上げましたが、都市計画には用途地域という指定がありまして、『土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを目的に定められた地域・地区』ということをございまして、どのような用途にどのような利用をすべきかということを決めて、建築物の用途・容積・構造等に関して、一定の制限を加え、適正な利用と保全を図ろうということで、区域外にはそれが無いということになりますので、その辺、違いが出てこようかと思っております。

既存の農業集落を保護・保全するために、他の施策が講じられていると、この区域外についてはこういうことで、農振ですか、そういったもので、ほかの部分でその施策が講じられてきているということで、ですから、都市計画区域内は都市的な施設をするためにその法である程度制限をする、都市計画区域外については、農振とかそういったもので、農業集落を形成するための制限をしていくと、そんなような違いが大きなものであろうと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いま、課長の方から区域内と外の違いの差ということをお聞きをいたしました。一番私たちがいま感じるの、やはり建築の確認申請の部分が違うなど、公園についてとか、いろいろな部分は、皆さんが使うことですから、けれども、そこらのところがやはり一番ちょっと気になるころだなど、こんなように感じております。

都市計画、今度税金については、税務課の課長の方にお聞きをしたいと思っておりますけれども、38年から始まって、その頃都市計画税それから現在、この間の4日の日ですか、初日の審議、補正予算の関係で、1億2,000、どのくらいですか、何かありましたけれども、このところ何年か、どのくらい都市計画税が上がっているのか、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（柳澤 治君） 清水税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） それではお答えをいたします。

都市計画税、税の関係ですので、課税の内容ということで、若干申し上げて、決

算額等の数字を申し上げていきたいと思えます。

都市計画税、先ほど建設課長の方からも答弁がありましたように、町が実施する先ほどの公園、あるいは公共下水道とかの都市計画事業あるいは土地区画整理事業などに要する必要に充てるための目的税であるということでございます。

当町では、先ほど来出ているように、昭和38年に都市計画区域の指定を受け、その翌年の昭和39年度から都市計画税を課税をさせていただいているという経過がございます。

納税義務者については、都市計画法第5条の規定により、区域指定された都市計画区域内に所在する土地それから家屋に対して、その価額を課税標準として、その所有者に課税をさせていただいていると。その課税標準額については、固定資産税の価額をもとにしているということが基本になっております。税率の方なんですが、100分の0.2ということで、税率の方は設定をさせていただいている。

それから課税の期日、基準日なんですけれども、毎年1月1日現在の所有者に、固定資産税も同じですけれども、固定資産税と一緒に納税をお願いをしているという状況でございます。

なお、土地のうち、農業振興地域の農用地に指定されている土地については、都市計画税の方は課税が免除されております。農業を振興するという目的のやはり規制、網がかかっているということで、免除になっております。

それから課税額を計算するうえにおいて、住宅用地については、その面積によって課税標準の特例措置がございます。うちは200㎡までを小規模住宅用地としておりますけれども、それを税額計算する場合に、その価額を3分の1に軽減をします。それから200㎡を超える部分、これは一般住宅用地という言い方をしているんですけれども、その部分については価額を3分の2にして計算をします。それでその両方を足したもので税率、100分の0.2を掛けて、都市計画税の税額が算出されるという仕組みになっております。納税者の皆さんの負担軽減というような部分で、やはり固定資産税も同様ですが、負担水準に応じてなだらかな税負担となるような形での調整措置が講じられて、課税をさせていただいているというところなんです。

都市計画税の課税面積、税額についてですけれども、都市計画区域面積、ヘクタールで申し上げますけれども、1,933ヘクタールありまして、そのうち、課税

の免除となる、先ほど言いました農振農用地の面積、それが545.5ヘクタールほどあります。それから非課税となる用地、道水路ですとか公共用地、保安林等、そういった部分は除かれるということで、331ヘクタールほどあります。それらを除いた残りの1,056.5ヘクタールが、課税の対象となる面積ということになります。それに対する徴収、決算での数字で申し上げますが、平成20年度での決算額、納税義務者数は7,469名でありましたけれども、税額で1億2,284万9,000円ということでございます。平成20年度ですね。それから平成19年度は、1億2,013万1,000円、それから平成18年度は1億1,770万9,000円ということで、ここおおむね1億2,000万円前後での税額で推移をしてきているということでございます。

ちなみに、初めて課税をさせていただいた昭和39年度の決算額、ちょっと調べてみたんですが、78万2,563円という決算額でございました。ちょっともう、40年近く前ですから、桁そのものも全然違いますけれども、そういった当初は税額でございました。それ以来、現在に至るまで、46年間にわたって都市計画税の方を課税、そして納税をさせていただいていると、こんな現状でございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） 1億2,000万円ぐらい、約、都市計画税が入ってきているということでございます。そういう中で、区域内ではいま農振はもらっていないと。税金はもらっていないと。ですが、普通の農地は対象になっていると。これはもし荒れていても、荒廢地になっても、それは対象になっていると、こういうことですか。

○議長（柳澤 治君） 清水税務課長。

○税務課長（清水成信君） お答えをいたします。

ただいまの農地で、農振の農用地の規制がされているところは課税はしていないよと。それからそれ以外の部分の農地については、課税の対象にはなりません。ただ、実際、農地としていけば、農地で使われていけば当然、農地での現況を地目で課税させていただきますので、課税の対象には当然なります。また、荒れているような場合という、いまちょっとお話がありましたが、その場合は、現況が例えば原野であるとか、雑種地というような形で、税務課の方では現場を見た中で課税地目を定

めておりますけれども、いずれにしても、そういう地目であっても課税の対象にはなるという形でご理解をいただいでよろしいかと思ひます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いまちょっと一緒に聞けばよかったですけれども、この見直しということは、何年に1回見直しとか、これはやっておりますか。いまちょっと一緒に聞けばよかったです。

○議長（柳澤 治君） 清水税務課長。

○税務課長（清水成信君） お答えをいたします。

見直しという作業、税においては固定資産税もそうなんです、3年に1度、評価替えという形でそれぞれ価額の見直しをしてきております。それで、現実、ご存じのように、土地の価額そのものが従来ずっと価額が下がってきているという状況もありますので、評価額そのものは下がってきているような経過はあろうかと思ひます。ただ、実際の課税標準額といひまして、課税のもととなる額については、3年に一遍見直して行く中で、下がったからその下がったその価格で即それが税額に反映するというのではなくて、以前はバブルの当時ですとか、どんどん土地の価額等も上がってきている経過もあります。そういう中で、3年に一遍ずつあまり納税額をいきなり引き上げるといひと、納めていただく皆さんにおいても非常に負担が大きいということで、その負担調整という形で、徐々にその本来の価額に追いつくような形で、階段じゃありませんけれども、少しずつ上げていくような、そういう経過をとっているというところがござひます。

ということで、基本的には固定資産税同様、3年に1度の評価替えという作業の中で、土地と家屋、両方ともそういう形での見直しをさせていただひています。

現在、下落傾向の中においては、3年を待たずに、現実、毎年そうですが、地価公示価額等も、国あるいは県でも示されている中で、その下落の率に応じて町の方でも負担水準を下げたり、家宅の評価額の見直しも、現実には毎年、ほぼ毎年行っているという状況にあります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いろいろご説明をいただきました。

先ほど、税金がどういふふうに使われてきたか、目的税であるということで、公園あるいは公共下水道に使われてきたという中で、公園も大きい公園が3つできま

した。公共下水道もほとんど終わりであります。今後、この都市計画のこの税金、これは今後どのように使うのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 笠井建設課長。

○建設課長（笠井吉一君） 先ほども申し上げましたとおり、都市計画事業のみへの使用ということになりますので、公共下水道、事業はほぼ終わってはいるんですが、資本費、建設費の借入、これの償還に充てて、それも一部しかあたらないうんですが、当面はそういった部分で都市計画税を充当していきたいというふうに考えておりますが、今後、街路事業ですとかそういったものも発生すれば当然そちらの方にも充ててはいきたい。当分の間は公共下水道の資本費の借入の償還にあたっていただくというふうに考えております。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いま、課長の答弁の中で、公共下水道の資金に充てていくということであります。

ということになりますと、やはり公共下水道に入っている小沼地区、御代田地区の皆さんは、水道料が、下水の水道料が多少なりとも安くなっているのかどうか、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいです。

○議長（柳澤 治君） 笠井建設課長。

○建設課長（笠井吉一君） 上水道の料金、下水道ですか。

○13番（内堀恵人君） 下水道。

○建設課長（笠井吉一君） はい。考え方とすれば、料金は使用した対価ということでございますので、これは都市計画区域であろうが、区域外であろうが、使ったものに対する対価は同じですから、料金の違いはございません。ただ、ちなみに、これちょっとお知らせをしておきたいと思いますが、公共下水道は先ほどからも申し上げておりますとおり、建設費の一部に都市計画税を充てることができるということで、これはその区域の町民の皆さんからいただいている税ですから、それは充てる。ところが、区域外、農業集落排水事業ですとか個別排水処理施設整備事業、こういったものについては、その区域外の方ですから、議員さんおっしゃるとおり、都市計画税を納めていないということで、その両方ともその受益者負担金にあたる部分というものは建設費の一部ですが、これは受益者の皆さんからいただいております。その計算の段階では、当時、都市計画税をいただいている地域といただいていない

地域と、これは都市計画税分だけでも差をつけようということで、検討を行いました、同じ下水道を使えるという享受を受けるための建設費の一部の負担とすれば、そこは差をつけて計算をしたという経過がございますので、そこだけ報告をさせておいていただきます。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いま、説明がございました。

下水道の使用料は同じだと。負担金が違うということですね。負担金は一時的なものだよね。ということで、多少なりとも違うかなと思います。

あと、最後に町長に聞きたいわけですが、その前に、もう一度、税務課長にお聞きをしたいと思えますけれども、区域外であっても区域内であっても、自宅、3,000万円の家を建てた場合、どのくらいの概算、約でいいですから、都市計画税がかかってくるのか、約3,000万円の家を建てた場合。ちょっと。

○議長（柳澤 治君） 清水税務課長。

○税務課長（清水成信君） 具体的に税額がどのくらいになるかということでよろしいかと思うんですが、仮にいまの家屋、3,000万円の建物を建てた場合に、どのくらいになるかということで、ではお答えをさせていただきます。

課税標準額が3,000万円とした場合、都市計画税の税率、先ほど言いましたように、100分の0.2ということですので、それを掛けますと、6万円が年税額ということになります。

○13番（内堀恵人君） 年間6万円。

○税務課長（清水成信君） 年間で6万円ということですが、それを固定資産税と一緒に課税をさせていただいて、年に4回で納めていただいているというのが実態でございます。仮に、土地もそうですけれども、仮にその課税標準が1,000万円とした場合に、税額にすると2万円ということなので、その額によって基本が0.2という部分を押さえていただければ、税額としては足りるかと思えます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いま、仮に3,000万円の家を建てた場合、年間やはり6万円ぐらいという、あるいは2万円から6万円、これも47年間という期間は非常に長いと思えます。いままで見直しをしてこなかったという中で、ぼつぼつもう見直ししていないと大変なことになってくるのではないかなと、こんな気がいたします。

けれども、最後に町長にお聞きしたいのですが、見直すかどうか、そこらのところ、町長の見解をお聞きをしたいと思います。

- 議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員の質問中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。  
茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

- 町長（茂木祐司君） 正直なところ、この質問を聞いて、ちょっとびっくりしました。僕自身もちょっとそういうことは全くちょっと知識としてなかったものですから、こういう事態が長期にわたってあったということが、どういうことなのかということが、ちょっとまだよくわかっていません。

なぜこういうことになったのかというのが、その当時の関係者がおりませんので、その当時の理事者がどのように判断したかということだと思えるんですけども、いずれにしても、ご指摘の点については、この間ずっと議論されていないという問題でもありますので、関係、役場の中で関係するところできちんと議論をして、もしそれが見直すべきものであるなら、見直さなければいけませんし、その点はもうちょっと調査とか研究、検討をさせていただければありがたいと思っておりますので、そんな作業を進めさせていただきたいと思います。

- 議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

- 13番（内堀恵人君） 町長、そのとおりでね、こんな話を本当に皆さんにすると、ほとんどが知らない。えー、払っていないところもあるんですか、という話なんですよ。これはまあ、本当にこのまま構わないでおけば、私は大変なことになると。毎年毎年、1億2,000万円、払うところと払わないところというようなことになっておりますので、不公平感、是非そこらのところを検討していただきたいと、こんなように思います。

それでは、次に、御代田町農業振興地域整備計画など、町の農業振興に関する考え方について、課長に答弁をお願いをしたいと思います。

ご存じのとおり、昨年12月に農地法を始めとする関連4法が改正されました。まず、これらの法律の改正に至った国の背景と、改正の要旨について、簡単に説明をお願いをしたいと思います。

- 議長（柳澤 治君） 武者産業経済課長。

(産業経済課長 武者建一郎君 登壇)

○産業経済課長(武者建一郎君) それではお答えいたします。

農地法の関連4法の改正に至った背景ということでございますが、これは世界の食糧自給が中国・インドなどの新興国の人口増加と食生活の改善などにより、今後もしつこく推移すると予測されており、もはや経済力さえあれば、自由に食糧が輸入できる時代ではなくなっているといわれております。

このような国際情勢にもかかわらず、日本の食糧は相変わらず輸入に頼ったままのため、国内農産物の価格は低迷するという、悪循環に陥っております。農業所得の減少は、後継者や新規就農者の不足につながり、農業従事者の高齢化や兼業化にも歯止めがかからず、その結果として、耕作放棄地が増大しているなど、このままでは日本の農業は産業として維持していく可能性が喪失する危機に直面しております。この危機的な状況を打破するため、国は昨年4月に農政改革関連閣僚会議を開催し、産業としての再生、安定的な食糧供給の再生、農村活力の再生という3つの再生を目指す農政改革の方針などを示しました。この方針を受けて、昨年12月に農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の、この4法の改正に至りました。これらの改正の要旨につきましては、優良農地を農地以外に転用することを厳しく制限し、将来にわたって優良農地を守り、この農地を有効利用するため、貸しやすく借りやすくして、面的集積を図り、耕作放棄地の解消に努めるとともに、農業の担い手育成と確保を図るなど、となっております。以上が要旨でございます。

○議長(柳澤 治君) 内堀恵人議員。

○13番(内堀恵人君) 当町の農業におきましても、国と同様の問題を少なからず抱えております。私もそんなように感じております。塩野中山間地営農組合におかれましても、特に耕作放棄地の解消と農用地の有効利用については、重点的に取り組んでいるところであります。22年度からまた第3次が始まりました。昨年からは始まりましたソバの1kgに対して200円の助成金を出すというようなことで、大分耕作放棄地等も少なくなっていくのではないかなど、こんなように感じているところであります。

町としては、これからの法律の改正を受けて、例えば御代田町の農業振興地整備事業などの農業振興に関する計画・方針などを、見直す考えはあるかどうか。

○議長（柳澤 治君） 武者産業経済課長。

○産業経済課長（武者建一郎君） 農業振興地域の整備計画の見直しということでございますが、今後、当町が農政関連の各種補助事業を実施するにあたっては、この度の農業経営基盤強化促進法の改正に沿った形で、御代田町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を見直すことが必須とされました。この基本構想は、見直し要綱に基づき、町農業委員会、それからJA佐久浅間、佐久農業改良普及センター等からの意見聴取を経て、長野県知事との協議を終え、6月1日に公告をしたところでございます。また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域内の農用地は、平成9年に策定した御代田町農業振興地域整備計画によって現在762ヘクタールを指定しております。この農用地の一般管理につきましては、御代田町農業振興地域整備促進協議会を年2回開催し、農振農用地からの除外申請の適否について随時審議しております。また、計画全体を見直す特別管理につきましては、前年度までに耕作放棄地の調査を終え、町全体の農地面積1,141ヘクタールに対して、耕作放棄地面積は現在211ヘクタールとなっております。この耕作放棄地内の復旧可能性がある農地につきましては135ヘクタールで、林地化している農地は76ヘクタールとなっております。将来にわたって残すべき優良農用地を明確にした後に、上位計画である国土利用計画御代田計画との整合性を図りながら、御代田町農業振興地域整備計画の見直しの是非について、引き続き検討をしてまいります。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） 将来にわたって優良農地を守ることは、保水機能や景観形成など、農地が持っている多面的機能を守ることにもつながります。現状が耕作放棄地であっても復旧可能な農用地まで、安易に農用地の指定から除くことのないよう、見直しにあたっては十分慎重に検討をお願いをしたいと思います。

さて、最後の質問になりますが、幾ら優良な農用地を守ったとしても、農業の担い手がなければ、農用地の有効利用を図ることはできません。認定農業者の現状とその確保、育成対策について、答弁をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 武者産業経済課長。

○産業経済課長（武者建一郎君） お答えいたします。

認定農業者の現状とその確保・育成対策についてということでございます。認定

農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づいて、平成5年から始まりました。当町においては、平成7年度に31名を認定し、本年4月1日現在で5件の経営体を含む136名となっております。認定農業者に対しては、低金利の融資制度、税制の特例、農地利用集積の支援、基盤整備事業などの各種施策を重点的、集中的に実施するよう定められておりますので、5年ごとの更新認定と今後育成すべき農業者90名に対して、農業経営改善計画認定申請書の提出を促しながら、認定農業者の確保と育成を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） 農業は当町の基幹産業の1つであります。農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではありますが、認定農業者や農協などの関係団体との連携を密にしながら、よりいっそうの農業振興施策の充実を求めまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告5番、内堀恵人議員の通告のすべてを終了いたします。

通告6番、朝倉謙一議員の質問を許可いたします。

朝倉謙一議員。

（12番 朝倉謙一君 登壇）

○12番（朝倉謙一君） 通告6番、朝倉でございます。

定刻の4時を過ぎましたけれども、もう少しお付き合いをお願いしたいと思えます。

まず私は、2点お聞きをしたいと思えます。まず初めに、ごみ問題について。その次に職員のやる気についてと。この2点についてお聞きをしたいと思えます。

まず初めに、ごみ問題についてをお聞きしたいと思えます。

このごみ焼却施設の建設というものに対しては、大変なエネルギーが要る問題でもあります。近隣の中でも、上田広域連合は、これまで2回候補地を選んできましたが、反対され、ともに白紙撤回を余儀なくされ、今回は公募で候補地を探すことにし、最終的には8件の申請があったと報道をされています。

小諸市でも、小諸、軽井沢、御代田の3市町の共同のごみ施設から撤回され、候補地を、その後小諸市でも候補地を公募し、数件の候補地の中から塩野地区に決まったと聞いていますし、また、佐久市でも、新ごみ処理施設を岸野地区にガス化溶

融炉の建設を計画いたしましたでしたが、農業への影響などを懸念する住民の反対で頓挫し、新しく市長になられました柳田市長は、建設場所や焼却方法については「こだわらない」とし、候補地の公募を始め、4日の新聞報道では、佐久のパラダのスキー場近くの平根地区の鮎ヶ沢、佐久平カントリーゴルフ場の近くの内山地区の西和田、そして湯川沿いの水田地区にあります猿久保地区の中田の3地区から公募があったと、3日の記者会見では述べております。

皆さんご存じのとおり、このごみ問題は待ったなしの問題でもあります。町の可燃ごみは、現在、イーステージにお願いし、処理をしておりますが、町長は再三、一般質問や議会全員協議会の中で、町のごみは可燃ごみは佐久市にお願いすると答弁されておりますが、現状はどのように進んでいるのか、まずそこからお聞きをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

御代田町の方針は、長期的には佐久地域に1つの焼却場が望ましいということで、それに至る過程として、佐久クリーンセンターに処理をお願いしていくということで、前三浦市長のときからそのようなことで佐久市との協議といたしますか、話をしてきた経過ということでもあります。

現在、どうなっているかということについては、再三、では佐久市との話し合いはどうなっているのかというご質問をいただいておりますけれども、今年3月定例議会の際に、柳田市長がこの問題について触れまして、佐久市が建設を検討している新しい焼却施設について、御代田町と南佐久6町村から参加希望があったということをお知らせしました。ですから、初めてこの段階で御代田からも佐久市に対してお願いをしているという事実が議会の場で公表されました。

この中で、この御代田と南佐久の参加については、ごみ処理を受け入れる地元合意が得られることが大前提として、2010年度内に道筋をつけたいと、このように述べていますが、現在、このような形で佐久市との間ではこちらからも要請したり、情報の交換といたしますか、そんなことをしておりますけれども、いずれにしても、この問題については、主体が佐久市ということですので、私としては佐久市の状況というものを見守っていくという立場になっていくかなと、このように思っ

おります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） いま、町長の答弁の中でも、長期的にはいま新しいごみ処理の方に入ると。それは中期的にですか、それは佐久のクリーンセンターへ入れるというようにいまお話もありましたけれども、3月の議会の中で、私たちの議会の廃棄物対策特別委員会が開催されまして、その中で委員長の報告ですと、短期的には現在、イーステージに入っていると、入ると。それから中期的には、佐久のクリーンセンター。それで長期的にはいま言いましたように、新しく佐久市で計画されております焼却施設へ入れるというような委員長の方の報告がありましたけれども、いま町長からもそのような答弁がありました。多分これには間違いはないかなというふうに思うんですが、町長、町長はいままで3市町の、軽井沢・御代田・小諸の3市町の共同処理は苗畑ではつくらないという形で、白紙にした後、町長は、要は御代田町のところには適地がないというような形の中で、佐久のクリーンセンターにお願いするということを表明されました。それが、それでいつまでですかというお話を聞きましたところ、当初、21年の3月までには佐久のクリーンセンターに搬入をするという、そういう答弁がありました。ところが、昨年3月の議会では、要は3月という形ではなくて、21年度中には佐久のクリーンセンターに入ると、こう方向転換をされました。

ですから、この件に関して、中期的に佐久クリーンセンターじゃないんですよ。町長の答弁ですと、即、佐久クリーンセンターに入れなければいけないんじゃないかなというふうに思うわけです。そういう件で、私は町長が言っていることに対して、答弁がコロコロ変わる、それとまた、我々が話をしなければ、このごみ問題に対しては一切町側の方から、要は説明なり提案なりがいままでないわけですよ。ですので、町長、この点に対して、やはり21年、もうあれですので、21年の3月までにはクリーンセンターに入れると言ったことに対しては、どのように町長、考えられている、考えていますか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この点が大変残念なんですけれども、私の佐久市との関係では、三浦市長との話の中では、そういう可能性は大いにあるということで、その当時、例えばこの問題に関して、当時の三浦市長から新しい焼却施設には御代田も含めて

入りたいところがあれば一緒にやっていくよというような新聞報道もあり、そういう点ではこれまでの軽井沢、佐久市だけではなく、他のところも巻き込んでという方向が出されて、それは大きな変化でありました。

しかし、残念ながら、市長選挙によって市長が変わったということから、この問題については、また最初からの積み上げということになってまいりました。そうしたことが、この問題では大きくその変化としてありまして、現状に至っていると、こういう状況であります。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） 町長、いまの方からの説明ですと、市長さんが代わっちゃったから、またふりだしだというような説明なんですけれども、町長はこの件に関して、クリーンセンターに入れることに関しては、政治生命をかけて、やると。政治生命をかけたということは、職を賭して、やるということのようには取るんですけれども、町長はいつだかだれの一般質問だったかわかりませんが、政治生命をかけるということは、一生懸命やることだというふうに答弁されたなというふうに記憶があるんですが、町長、政治生命をかけて、やるという形で答弁されました、表明されていますが、そういうふうに町長を見ていると見えませんが、どうでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） もちろん、政治生命をかけてやるということは、自分の職をかけてこの実現に向けて全力を挙げるという意味で、現在、この佐久市との、このごみ焼却場の問題につきましては、御代田町だけでやっているのであれば、御代田町がいろいろなことを公表できますけれども、佐久市という相手があって、その中での話し合いがありますので、ですから、御代田町がそのことについて佐久市の了解も得ず、いろいろなことを発言するというのはふさわしくないと、このように思っています、しかし……。

（発言する者あり）

ちょっと黙っててください。しかしですね、この間の新聞報道にありますように、佐久市南佐久からも申し入れがあったという事実を公表する、それからそうした新しい焼却場の問題についても、一定の意見交換といいますか、そういうものがあるとか、そういう意味では、前よりはずっと佐久市との関係では良好な関係にな

ってきているというのは、この間積み上げがあるというふうに思って、私は前進していると思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） 町長、柳田市長とまず友好関係をつくりたい、築きたいというふうにも答弁されています。その友好関係は実際、築かれているのでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 以前の御代田町と佐久市との関係から見ますと、それはいろいろな面で良好な関係になってきているというのは事実であります。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） 町長ね、この、要は佐久クリーンセンターへ入れる件に関しては、また違うとも言っているんですね。小諸市と軽井沢町と進めてきた、苗畑の可燃ごみの施設を建設断念した、に伴って、皆さんご存じのとおり、両市に1,400万円ずつ、総額2,800万円の補償金というんですか、違約金を支払いました。このとき私は、町民の人たちへの説明不足や理解が得られていないので、支払は町民の人たちの理解が得られるまで待っていただきたいということで、反対をしました。しかし、このとき町長は、佐久のクリーンセンターにお願いをすれば、この2,800万円ぐらひはすぐに元を取れるという、そういう話もされています。町長、それが町民益だというふうに言われていますけれども、町長、現にどうなんですか。現在、町民益になっていますか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 私どもとしては、決めた方針を一步一步着実に進めていくということでありまして、それは一步一步着実に進めております。ただ、この問題については、確かにそのスピードが当初予定していたスピードではなくて、市長選の交代などのそういう変化もあって、それは当初の計画したものにはなっておりませんが、しかし、前に向いているのか、後ろに向いているのかということであれば、それは着実に前に向いておりますし、それは必ず大きな町民益になるものと確信しております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） 町長、前に向いているってどういう意味ですか。前に向いている、どうやってどういう形で前に向いているのか、それを説明してください。わか

りません、私は。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 前に向いているという話は、佐久市とのそうした意味での個別的な話もあるという、ただ、この問題については、いずれにしても、ごみ焼却場という問題が、議員最初からおっしゃっておりますように、いろいろなところでなかなか複雑な局面を迎えていて、計画どおりに進まないという問題は問題です。ですから、この問題というものは、非常に微妙な問題であると思っています。佐久市においては、公募によって3カ所が選定されましたけれども、いずれにしても、この問題で柳田市長が一番懸念をしている問題が、その住民合意という問題です。住民合意が得られるかということが、最大の問題です。ですから、このことについても含めて、非常に繊細で微妙な問題だと思っておりますので、私は私がここでいろいろ発言することによって、この佐久市の計画に何か影響するということがあってははいけませんので、その点については申し上げることができませんけれども、以前よりは……。

（発言する者あり）

済みません、黙ってください。以前よりは、佐久市との話し合いは進んでおります。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） 町長ね、いままで町長が言ってきたことの佐久クリーンセンターに入れるということも、はっきりと言っているわけですよ。それが町民益になるとまで言っているわけですよ。それで、要は私の発言が非常に佐久市に対していろいろな形で影響を与えるという、そういう要は答弁はちょっとないんじゃないかなというふうに思うわけですね。それで前に進んでいる、柳田市長とは友好関係を結んでいるというふうに言われていますけれども、この間の新聞報道では、ね、町長、共同でいまやっている軽井沢町と、それから立科に入れるというのは決まったと、決まっていると。それで御代田町と南佐久郡の6町村から要は要望が来ているというふうに報道されていますけれども、そうやってやって友好関係だの、前に進んでいるんだったら、御代田町のごみも入れるということで、言われたっていいんじゃないんですか。柳田市長の口から。柳田市長の口からそういうあれが出ていないということは、私から見れば、友好関係も要はなかなか結ばれていないんじゃない

いかなというふうに思うんですが、もう一度お聞きしますけれども、町長どうなんでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いずれにしても、ごみ処理という問題がいろいろな意味でいまこの地域においてはデリケートな問題といたしますか、それぞれのところの発言が影響を与えることですので、私はちょっと佐久市の了解を得ていないことについては、発言することができないということです。

ただ、当然、いま新聞報道その他佐久市からの情報によれば、いま佐久市が実際に焼却場を共同して運営しているのが佐久市と軽井沢であり、佐久市と立科、これは共同で実際にいま焼却施設を運営していますから、これがこの計画の基礎となるのは、間違いないと思っています。

ただ、この間の6月4日の新聞報道でも、このごみを受け入れる市町村の範囲について、市は処理施設を建設する地区の合意できる範囲と言っています。ですから、仮にこれは条件がそういうことになっているわけです。だから、その地域で御代田や南佐久のごみも受け入れていいよと、そういう合意があるということが条件になっていますので、それをいま常識的に考えますと、佐久市がこの両方のやつを、北佐久、南佐久のを全部受け入れるよということを前提にしたこの計画というのは、きっとないものだと考えております。それはあくまでも条件が調うことでありますし、条件を調える必要があるかなと、こんなように思っております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） いま、新しいごみの方に話が行っちゃってますけれども、町長、一番はやはりクリーンセンターなんですね。佐久のクリーンセンターに搬入するというのが、一番の問題と思うんですよ。これがやはり町長は、これが町民益になることだというふうに言っています。町長、正直言って、話ちょっと変わりますけれども、町長、今回、鳩山首相が退陣されましたよね、それで菅総理になったという形になりましたけれども、町長、その鳩山首相が退陣された理由というのは、何だとお考えですか。突然の質問で申しわけないですけれども、どういうふうに考えますか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） もちろん、それは新聞報道にあるとおり、まあ一番の問題は沖縄

での米軍基地問題だと考えております。ただ、この場合に、言ったことより、現状より更に悪い方向に進んでしまったということは、これはもう全く、私から見れば論外な問題だと思っています。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） 町長、私は鳩山首相の発言の軽さだと思うんですよね。それが一番の原因だったんじゃないかなというふうに思うわけですよ。要は白紙でも県外だと。それでなおかつ、辺野古の海を埋め立てるなんていうことは、自然の冒涇だというような形まで言っていて、最終的には辺野古なんですよね。だから、言葉の軽さじゃないかなというふうに思うわけですよ。ですから、それに当てはめますと、町長もいまそういうふうに言いましたけれども、佐久のクリーンセンターに入れると、搬入するというのをずっと言ってこられたんですよね。先ほどから、午前中の質問の中にもありましたし、また先ほども出ましたけれども、町長、あと任期8カ月か9カ月なんですよ。この問題に対してどういうふうに要はやるのか、言っていることが非常に言葉自体軽いんじゃないかなと。この一般質問さえ、要は過ごせばいいんじゃないかなと、そういうふうにしか取られないわけですよ。そういった中で、このごみ問題に対して、町長、庁舎内で検討委員会を立ち上げていますよね。副町長を頭ですよ、たしか。ね、副町長。この件に関して、佐久のクリーンセンターに入れることに関して、要はこの検討委員会は、庁舎内の検討委員会って、何回ぐらいそれを開かれましたか。いやいや、これは副町長に聞いています、副町長でいいです。責任者。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 町長としての発言が軽いよというご指摘ですけれども、私どもがこの小諸市・軽井沢町・御代田町の計画を白紙に戻した段階で、新しい方針として長期的には佐久地域に1つの焼却場の建設が望ましい、そして中期的には佐久クリーンセンターに搬入していきたいという、この方針を決めたのは、これはきちんと私個人がそうした結論を出したのではなくて、先ほど出ました検討委員会で検討した結論として、この方針を出しております。現在もこの方針に変更はありません。この方向が現在御代田町として一番町民益に適う方向だと考えています。したがって、この庁舎の検討委員会は、小諸・軽井沢と計画した焼却施設が白紙になった段階で、今後町としてどういう方向性を決めていくのかということを決めるため

の検討委員会ですから、その方向にいま1つも揺れも振れもないし、現在この方針が非常に正しい方針だと思っておりますので、この方針を変更する必要がありませんから、検討委員会の開催も必要ありません。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） これは要は検討委員会で決めた結論がこういう結論で、町長の考えではないということなんですか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 私どもは、行政としてその組織として討論・議論をして、結論を出して、町としての方針を決めています。それは私の考えも当然ありますけれども、しかし、行政というものは組織です。首長のトップダウンで例えばやった場合には、それが長期的に見て正しい場合もありますけれども、しかし往々にそれはやはり個人の考え方というものは間違いをおかしやすいということです。したがって、現在、町ではこうした方針については、集団的に議論をして結論を出していくという方法をとっております。それは議会の最初するときにも、4月15日から理事会ということで、きちんといろいろな諸問題について組織として議論して結論を出して、それを実行していくと、こういう手法をとっております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） このごみ問題は、大変大きな問題だと思うんですね。ですので、ではその検討委員会は、何回ぐらい、この件に関して真剣に要は討論なり勉強なりいろいろな面でやられたんですか。それでその結果、どうなんですか。その件に関して、クリーンセンターに入れるということに関して、ここに庁舎内の検討委員会の人たちはそういう面で努力されたんですか。私から見れば、そういうのが1つも見えない。そういうふうにする、そういう形で言われるのでしたら、では何回ぐらいそういう形の中で会議を開かれましたか。副町長、教えてください。

○議長（柳澤 治君） 中山副町長。

（副町長 中山 悟君 登壇）

○副町長（中山 悟君） お答えいたします。

いま、クリーンセンターの方をお願いするということが決定して以来、私どもの事務段階、事務レベルでの会議そのものは開いてございません。これは町長のトップでのお話という形になっておりますので、先ほども町長が申しましたように、御

代田町としてはクリーンセンターにお願いをしていくのが費用的な面、そういった面においてもいいんじゃないかということを経済会議の中では決定いたしました。それ以後の交渉その他につきましては、会議として出る部分ではございませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） ということは、では町長、我々に21年度、その前は21年3月、そういう期限を区切って言ったということは、ちょっと言葉は悪いんですが、嘘を言われたんですか。全然そうやって会議を開いていない、それに向かっていませんよ、この3月までの期限ということでやったときに、その期限に対して町長がクリーンセンターへ21年度中に入れるというそういう表明をしている中で、なおかつ会議も開いていない、何もしていないということは、我々から言わせれば、努力さえしていないというふうにはしか取れないわけですよ。ではそれは、この21年度中にクリーンセンターに入れるということは、先ほども言いましたけれども、我々に対しての要はまやかしというんですか、うん、そういうふうになりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 当初、予定していました先ほどの期限のとおりはできなかった点につきましては、私の努力不足があったかなと思っております。その点は大変どうも申しわけありませんでした。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） 町長ね、先ほどもそうなんですけれども、頭を下げればいいのかという形になっちゃうわけですよ。町長は必ず困ると、何しても申しわけなかったという形で謝りますよね。それで我々が言って、町長、こういうふうにした方がいいんじゃないのと言って、あ、申しわけないです、では今度から気をつけますと言って、また同じことをする。町長ね、ここで我々に謝られても、町民の人たちはいつクリーンセンターに入るんだと、それがいつ、それが町民益になるんだから、いつなるのか、そういう声が圧倒的に多いんですよ。ましてや何で、いまでも何で苗畑跡地だめだったのかという町民の人たちもいるわけですよ。ですので、そうやってこの一般質問なり何なりの中で21年度中にはクリーンセンターに搬入すると、はっきりと言っているのを皆さん町民の人たちは聞いているわけですよ。

それが町長は町民益と言っているわけですよ。いまイーステージに入れているのは、トン当たり5万円ですか、消費税も入れて5万2,000円かな、というふうに言われています。町長は佐久のクリーンセンターに入れれば2万8,000円とかそのぐらいで入れられるというところまで町長は答弁をされているわけですね。ですので、何で21年度中と言ったのか、それで先ほども言いましたけれども、12月議会、まあ9月議会は新しくなってからですね、9月議会、12月議会、3月議会、要は議会運営委員会の中でも、副町長からも、そういう、総務課長からも、そういうごみに関して全員協議会で説明をしたいという、そういうような姿勢が全然ないわけですよ。この問題ってそんなにあれですか、こう、真剣にやらなくてもいい問題なんですか。町長。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありませんけれども、御代田町にとって、このごみ焼却場といいますか、ごみ処理の問題は、歴史的に安定した処理というものができていません、これまでも。これにどのように将来に向けて、これまでできなかった安定的な処理を実現していくのかという課題にいま私は立ち向かっております。そういうことから、武井さん、うるさいですから、ちょっと、やめてください。そういうことで、そういう認識のもとにこの問題についてはやっております。当然、議会で一般質問を受ける受けないにかかわらず、この問題についてはさまざまな対応をしています。ただ、最初から言っておりますように、このごみ焼却場の建設ですとかそういう問題が現在絡んでいる問題になっております。非常にそういう意味からいって、現在のその状況というものを、相手のあることですから、報告できないという問題があります。ですから、私どもとしては、この佐久市のこの計画そのものが、5月に締め切られて、3カ所ということで、この選定作業がこれから始まって、年内ということになっています。そういうことから考えますと、それぞれの回りの首長の発言というものが、どのように影響するのかということも、我々は心配するといいますか、微妙な問題ですから、できる限りいろいろなこの交渉はやりますけれども、しかし、基本的にはやはり佐久市のこの計画というものを見守っていくということが、現在では非常に大事だと。しかしこれが崩れると、御代田町のそのことについても、またちょっと困難な状況に陥るという状況がありますから、そこは私としては慎重にこの問題については対処したいと、このように思っ

います。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） ちょっと考え方が違うのかどうかわかりませんが、町長、さまざまなあれで対応されているというふうにお聞きしていますけれども、さまざまな形で対応というふうには言われていますけれども、我々からすると、そこら辺が見えない、というふうに思うんですね。実際どうなのか、佐久のクリーンセンターは、正直言って、その件に関して、新しい焼却場をつくるわけではないですから。いま現在のところに入れていただきたいということですので、御代田町のいま何だかんだ言っても、3.5トンぐらいのごみだということで、お願いするだけでいいんじゃないかなと。それがそんなさまざまな、非常に難しい交渉が必要なのかなと。なぜそこら辺がはっきりと言えないのかなと。もし言って、なっていれば、先ほども話しましたけれども、新しい焼却施設の中には御代田町も入れるというような形で載るんじゃないかなと。発言されるんじゃないかなというふうに思うわけですよ。ですので、町長ね、ちょっと私と町長の考え方違うかもしれないけれども、やはりちゃんと、要は柳田市長にそういった面で要するに交渉しているのか、そこら辺は何回ぐらい柳田市長にこの件に関してお話しされたのか、そこは言えないですか、何回とか、そういうことは。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 御代田町がクリーンセンターにごみを入れていきたいということについては、いま佐久市の計画そのものが一番の問題が新しい焼却施設をどうするのかということになっています。ですから、それに絡んで御代田町のごみはその新しい焼却場に入れてもらえるのかということにもなっています。ですから、この問題はある意味、いま一体の問題として、私は進んでいるなと思っています。やはり一番大事なことは、現段階、我々はいろいろな方針は決定したらそれを実行するために全力を尽くすわけですが、その都度その都度の状況の変化、情勢の変化に応じて、それは柔軟に対応する必要があると思っています。ですから、いま私どもが中期的な更新を達成するうえで、何が鍵かということ言えば、やはり佐久市のいまの一番懸案事項の、新しいごみ焼却施設が順調に軌道に乗っていくということが一番のこの問題の鍵だと思っていますので、その点を明確にして、この問題の解決にあたっていきたいということで対応させていただいております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） ということは、町長、この新しい施設がちゃんとしなければ、要は佐久のクリーンセンターにも入れられないということなんですね。一体と考えているということは。ということは、じゃあ、いつ佐久のクリーンセンターに町長はこの御代田町の可燃ごみを入れる予定なんですか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いずれにしても、この問題につきましては、柳田市長が就任したときから、前の三浦市長との話をお伝えして、そういう話になっているということも最初からお伝えしてありますし、その後も、この件につきましては、当然、新しい焼却場の問題も一体のものでありますから、要するに御代田町も入れるかどうかという一体のものとなっていますので、その点については御代田町としても大いに協力したいという考えもお伝えをしております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） では、はっきりと佐久のクリーンセンターにはいつになるのかは、はっきりと言えないということなんですね、町長。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 現状では甘い見通しというものはできませんけれども、しかし、年内にこの佐久市の計画が確定していくということになりますので、そこからがどうなるかというのが、これからの交渉の行方を左右すると、このように思っております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） 新聞報道で見ますと、この新しい施設の稼働は2017年に稼働という形で報道されています。いま2010年ですので、7年後という形になると思うんですね。それまでどういう形でやるのか、やはりいま我々はイーステージさんをお願いしているわけですが、この契約というのは、町民課長、契約自体は単年契約されているんですか、それとも複年契約されているんでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えします。

そちらの契約につきましては、毎年単年で契約をしております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） ということは、町長、クリーンセンターにも入れられない、要はじゃあ新しい焼却施設まで待たなければいけない、となると、現状が続くということになりますと、単年契約よりは、複数、5年契約とかですね、そういう形を取れば、処理費も安くなるんじゃないかなと。それこそがたとえあれでも、町民益になるんじゃないかなと。そういうふうには考えられるんですが、なぜ単年契約なんですか。やはり佐久のクリーンセンターに入れるという、それがあから単年契約をずっとされてこられたんですか。それをお聞きします。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 私としては、佐久市の新しい施設ができるまで、私どもが佐久市の焼却場に搬入できない、だからそれまで一緒の処理はできないというふうには考えていません。これはいずれにしても、いまの段階で佐久市の焼却施設というものが順調に進むかどうか、そして特に南佐久と御代田町のごみを一緒の共同の処理ということが決まるかどうか、ここに私どものごみがいつ搬入できるかということが、そこにかかっていると、このように見ております。

それから単年度契約については、申しわけありません。町民課長の方から答弁させます。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） 可燃ごみのその契約について、いまイーステージ、単年で契約してございます。それにつきましては、年度の当初にそのような形で検討していたわけですがけれども、複数契約自身がどのようなものになるのか、ということも含めて、今後、検討もしていかなければいけないかなというところでもあると思いますので、まだ私も全然その複数年契約というものについて検討したことがございませんでしたので、従前からの書類等を調べた中で、どのようなものかということは今後考えていければと思っております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） イーステージの関係も、多分、複年で契約された方が、やはり営業上は地元の自治体からのごみを受け入れているというような関係から、その営業的にもいいというふうに考えられますので、多分そこら辺を強く言って、いまのトン当たり5万円ですか、をやはり少しでも、たとえ少しでも安くするような方法

でやっていただければ、それこそがたとえ少しでも町民益になるんじゃないかなと思いますので、そこら辺を強く要望はいたします。

いずれにしましても、この問題は非常にデリケートな問題かもしれません。もう本当に先ほどから言いますように、このごみ問題というのは、待ったなしの問題ではあります。ですので、私は庁舎内の検討委員会、副町長を頭とした委員長として、その委員会をやはり活用して、どういう方向、一日も早く佐久のクリーンセンターに入れるなら入れる、そういう方向でしっかりと方向性を出していただきたい。それが要は実現すれば、町長が言う町民益なんです。そういう形でやっていただきたいなと思います。

それと、いま小諸市で新しい焼却場が篠のところにほぼ決まったというふうに聞いておりますけれども、町長、小諸からもし一緒にやらないかという形で要は言われましたら、町長はどう考えますか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この問題については、もう既に計画そのものが小諸市単独で計画するということになっておりますので、それは私どもがかかわれる状況ではないかと思っておりますし、町の方針ということと言いますと、佐久地域で1つの焼却場の建設ということが私どもの一貫した方針ですので、その方針をきちんと貫いていきたいと思っております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） では小諸市からそういう誘いがあったとしても、方針とすれば、佐久市にお願いするということの方針でやるということによろしいですね。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 誘いがあったらという仮定の話はできませんけれども、実際にいま進んでいるのが小諸市単独ということで、おそらくいまの建設場所の立候補といえますか、そういうものを前提としたものだというふうに考えておりますので、これは小諸市の計画は小諸市の計画で、私どもとしては尊重していきたいと思っております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） 小諸市の施設は、日量26トンぐらいというふうに聞いています。その中で小諸市のごみがそんなにないというような話も聞いていますし、もし

あれでしたら、小諸じゃなくて御代田のごみも入れたいというような要望があるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういった中で、もしそういう話が来たら、どういう考え方なのかなという形で町長に聞いたわけなんですけど、町長、佐久の方に要するにお願いするというような方向ですので、この件に関しては来られても要は断るといふふうにとってよろしいでしょうね、よろしいんですよ。はい。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） ただ、小諸市との関係では、私どもも近隣自治体として小諸市の計画には協力できることは協力していきたいということがありました。この協議の過程で、小諸市だけではいわゆる補助金を受ける人口要件にならないということで、私どもも何とかその補助金を受けられるように協力しようといろいろ努力しましたけれども、しかし、それは実際にはできなかったということでありまして、私は小諸市がいま計画しているものについても、御代田町として協力できることがあれば、大いに協力するよという姿勢で対応しております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） いずれにしても、先ほどから申したとおり、本当にこのごみ問題、待たなしの問題ですので、しっかりと課長クラスが、優秀な課長クラスがいますので、しっかりと相談しながら、早く結論を出していただくことを要望します。

次に、職員のやる気についてということでお聞きしたいと思います。

町長、職員の仕事に対するやる気と情熱というのを、どのように引き出そうと考えているのか。先ほど、今日午前中、古越議員からの質問もあったと思うんですが、もう一度そこら辺、どのような形で情熱とやる気を引き出そうと考えているのか、そこら辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） まず、職員のやる気という問題について、より根本的な問題について私は述べたいと思うんです。

それは、この職員のやる気、情熱、このことに関して、私は一番大事な問題は、私が実施した同和対策事業の廃止だというふうに考えています。この同和対策事業の廃止によって、御代田町の職員が初めて、さまざまな圧力や脅しがありませんので、伸び伸びと仕事ができる環境をつくったと。安心して意欲を持って働ける職場環境ができた。同和対策事業の廃止は、そうした大きな効果があったと考えています。

この問題について言いますと、これまで御代田町では4月の人事異動の時期になりますと、だれが今度は同和対策に行くのかということで、職員はある意味戦々恐々としていたわけですが、これでは安心して仕事をすることはできません。もう既に何回も述べていますけれども、部落解放同盟御代田町協議会による日常的な町及び町職員に対する脅し、圧力によって、これまで何人もの人が長期の入院をする、それから退職に追い込まれる、そして最悪の事態は、自殺という、大変悲しい結果まで招いてしまいました。そして、この課長の自殺という問題では、その後の公務災害の申請が国の関係機関によって認められたということで、この課長の自殺が、町が進めていた同和対策事業によるものであるということが、関係機関によって客観的事実として確定をされました。この意味は非常に大きいと思っております。

したがって、まず御代田町における職員のやる気がありますとか、意欲ということと言いますと、この同和対策事業の廃止によって初めて職員は伸び伸びと仕事ができる環境ができた、このように考えております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） まあ同和事業のことだけで、それがなくなったから職員がやる気が出た、情熱が出てきたというふうに町長は捉えていると言われる。それだけじゃないんじゃないかなというふうに思うんですが、実際はどうやってやる気を出すかという点を、もう少し考えてやった方がいいんじゃないかなというふうに思うんですね。

町長、小諸市と軽井沢町と、人事交流をやっていますよね。今年から、今年はやめたということで、町長の方からこの交流をやめるということで、小諸市と軽井沢町の方に言われたというふうに聞いていますけれども、ここでいろいろなところに要は軽井沢なり小諸なりに行って、2年間勉強してきているわけですね。そういう人たちが要は帰って来て、それでそういう経験してきたことを生かす、そういう部署にやはりこう、考えてやるのがやる気を出させるものじゃないかなというふうに思うんですね。ですので、この人事交流、軽井沢と小諸に関しての人事交流は、町長、どのように考えられていましたか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 軽井沢と小諸の人事交流については、引き続き実施していこうというふうに考えています。

今年1年だけ、なぜこの人事交流を、大変申しわけないことをしたんですけれども、お断り、この1年だけさせていただいたかと言いますと、それは突然、突然と申しますか、これは予測できなかったことですが、3名ほどの職員の妊娠・出産、育児休暇というような事態があって、役場の中の体制を、ちょっと混乱がないようにするためには、今年1年だけ、申しわけないけれども、交流はできないという、そういうことの中でありますので、ですから、当然、引き続きこの点については交流はしていくという考えであります。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） 今年はそのような形があったから、1年間やめさせてもらうというような形なんですけれども、やはりこれは続けてやった方がいいと思えますし、それで町長、聞いた答弁がちょっと違うんですが、どのように考えているのか、この交流を。これは職員の質の向上もありますし、やる気という点にも出てくると思うんですが、この交流に対しては町長、どのように考えているか、ちょっとそこを。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 当然、役場職員としてこの御代田町役場の中にいるだけではなくて、いろいろな経験をするということや、それから一番私、交流してきた職員で一番役に立っているなど思っているのは、やはりそれぞれの職員の交流という問題だと思うんです。やはり知り合いになって、いろいろ相談もできたりするようになるということで、この交流については、行ってきた職員は非常に喜んでおりますし、そういう意味で、職員の意欲を引き出すうえでは、大きな役割を果たしているものと考えております。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員に申し上げます。

制限時間が近づいておりますので、まとめてください。

○12番（朝倉謙一君） はい。

町長、国に1人派遣をしたということは、非常にいいことだなというふうに思うんですね。やはり午前中の答弁でも、やる気という点からいっても、出して良かったというような答弁がありましたけれども、まさにそのとおりだと思うんですね。ですから、やはりいろいろなところとそういう人事交流をして、職員の質の高さをよりそういう形でやってもらえればなというふうに思います。

それと、今日、午前中の古越議員の中で、ちょっと引っかかった点があるんですが、町長、要は今回の人事異動に関して、古越議員の方から、半分近く、50%近くの異動があったというような質問がありましたけれども、その中で町長は、いや、今後、検討したいと。やはりおかしいんじゃないかというような中で、今回検討したいというような答弁がありましたけれども、町長、この人事権というのは、町長の専門特許なんですね。専門なんですよ。だから100%町長が動かしたっていいわけなんですよ。それで要はこういう形で動かしたけれども、まだ結果は出ていないわけですよ。いろいろなところから、町民から、あれはだめだ、ここはだめだという、そういうものが出てきて初めて、じゃあ見直すとか何とかという形で出てくると思うんですが、私は町長にもう少しちゃんとしたリーダーシップをとっていただきたい。そんなふうをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告6番、朝倉謙一議員の通告のすべてを終了いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日は、引き続き一般通告質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時07分